

平成21年2月宮崎県定例県議会（補正）

環境農林水産常任委員会会議録

平成21年3月5日～6日

場 所 第4委員会室

平成21年3月5日（木曜日）

委員 満行潤一
委員 松田勝則
委員 長友安弘

午前10時0分開会

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

会議に付託された議案等

- 議案第42号 平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第44号 平成20年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）
- 議案第45号 平成20年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第46号 平成20年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第50号 平成20年度宮崎県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 平成20年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 議案第63号 平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長 高柳憲一
 環境森林部次長（総括） 森山順一
 環境森林部次長（技術担当） 寺川仁
 部参事兼環境森林課長 飯田博美
 計画指導監 森房光
 環境管理課長 堤義則
 環境対策推進課長 道久奉三
 施設調査対策監 大坪篤史
 自然環境課長 飯干利廣
 森林整備課長 徳永三夫
 山村・木材振興課長 楠原謙一
 木材流通対策監 河野憲二
 工事検査監 濱砂金徳
 林業技術センター所長 金丸隆一
 木材利用技術センター所長 有馬孝・

○その他報告事項

- ・エコクリーンプラザみやざき問題について
- ・農政水産部における緊急雇用対策への取組状況について
- ・愛知県における高病原性鳥インフルエンザの発生状況と本県の防疫対応について

農政水産部

農政水産部長 後藤仁俊
 農政水産部次長（総括） 西田二郎
 農政水産部次長（農政担当） 伊藤孝利
 農政水産部次長（水産担当） 太田英夫
 部参事兼農政企画課長 岡崎・博

出席委員（9人）

委員 長 宮原義久
 副委員 長 黒木正一
 委員 外山三博
 委員 坂口博美
 委員 蓬原正三
 委員 野辺修光

農水産物 ブランド対策監	郡司行敏
地域農業推進課長	上杉和貴
担い手対策監	山内年
営農支援課長	吉田周司
農業改良対策監	佐藤吉史
消費安全企画監	八反田憲生
農産園芸課長	串間秀敏
畜産課長	押川延夫
家畜防疫対策監	山本慎一郎
農村計画課長	原川忠典
国営事業対策監	桐山和人
農村整備課長	矢方道雄
工事検査監	西重好
水産政策課長	桑原智
漁業調整監	山田卓郎
漁港漁場整備課長	那須司
漁港整備対策監	今西宏美
総合農業試験場長	村田壽夫
県立農業大学校長	米良弥
畜産試験場長	荒武正則
水産試験場長	関屋朝裕

事務局職員出席者

議事課主査	大野誠一
政策調査課主査	坂下誠一郎

○宮原委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時4分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました平成20年度補正予算関連議案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○高柳環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料（補正）の表紙をごらんください。本日の説明事項は、予算議案が5件、その他の報告事項が1件でございます。

1ページをごらんください。まず、予算議案でございますが、議案第42号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算」、議案第44号「平成20年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算」、議案第45号「平成20年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算」、議案第46号「平成20年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算」、さらに、経済・雇用緊急対策に関連した国の第2次補正予算に伴う予算としまして追加提案いたしております議案第63号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

(1) 平成20年度環境森林部歳出予算の表をごらんください。この表は、議案第42号を初めとする5つの議案に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。このうち議案第42号に関する一般会計の補正につきましては、表の中ほど、補正額Bの列の小計の欄にございますように、25億1,563万5,000円の減額をお願い

たしております。また、同じく議案第44号、45号、46号に関する特別会計の補正につきましては、下から2段目の小計の欄にありますように、1億2,483万1,000円の減額をお願いしております。この結果、一番下にごじます合計欄でごじますますが、一般会計、特別会計を合わせまして26億4,046万6,000円を減額いたしております。

次に、議案第63号に関する一般会計の追加補正についてであります。これは表の中ほど、追加補正額Cの列の小計の欄にありますように、4億7,418万円の増額をお願いいたしております。

この結果、補正額と追加補正額を合わせました補正後の一般会計予算額は224億4,362万5,000円、特別会計予算額は5億3,064万9,000円となり、環境森林部の補正後の予算額は、合計の欄にありますように、229億7,427万4,000円となります。

次に、2ページをごらんいただきたいと思っております。議案第42号と63号に関する平成20年度繰越明許費の補正についてでございます。これは、昨年9月から10月の台風等によりまして、近接して施工する関連工事におくれが生じたことや、工法検討に日数を要したこと、並びに国の第2次補正予算の関係等によりまして、翌年度への繰り越しを余儀なくされたものであります。

その内訳は、(2)の表、追加分で、森林整備課、山村・木材振興課所管事業を合わせまして、合計の欄にありますように、76カ所、繰越額で15億5,628万7,000円、(3)の表、変更分で、自然環境課、森林整備課、山村・木材振興課所管事業を合わせまして、合計の欄にありますように、37カ所、繰越額で13億1,606万6,000

円をお願いいたしております。

次に、3ページでございます。議案第42号に関する平成20年度債務負担行為補正の追加についてであります。これは、森林整備課が所管しております林道事業につきまして、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

次に、4ページをお開きください。その他の報告事項でございます。エコクリーンプラザみやざき問題についてでございます。このことにつきましては、1月15日に開催されました当常任委員会におきまして、外部調査委員会の最終報告書の概要について報告をさせていただいたところであります。その後、知事の刑事告発の表明や浸出水調整池の補強工事への着工などの動きがありましたので、本日は、これらの内容などにつきまして御報告をさせていただきます。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○飯田環境森林課長 それでは、環境森林課の平成20年度2月補正予算について御説明をいたします。

お手元の平成20年度2月補正歳出予算説明資料の赤いインデックスの環境森林部の次にあります、青いインデックス、環境森林課のところ、ページ数でいいますと163ページをごらんください。

環境森林課の補正額は、補正額の欄にありますように、一般会計で1億8,062万円の減額であります。この結果、補正後の額は26億5,984万3,000円となります。

それでは、主なものについて御説明をいたします。

1枚お開きいただきまして、165ページの上

段、（目）環境衛生総務費の下の（事項）職員費で1,329万3,000円の増額であります。これは支給対象職員が増員となったことなどによるものでございます。

次に、下段の下から2つ目の（目）林業総務費の下の（事項）職員費で9,498万3,000円の減額であります。これは支給対象職員が減員となったことなどによるものであります。

1枚お開きいただきまして166ページの中ほどにあります（目）林業振興指導費の2つ下の（事項）森林計画樹立費で768万9,000円の減額であります。これは国庫補助決定に伴うものや、各種調査委託に係る入札、見積もりの執行残などによるものでございます。

次に、その下の（事項）森林整備地域活動支援交付金事業費で8,474万5,000円の減額であります。この事業は、森林施業計画の認定を受けました人工林におきまして、森林所有者等による施業区域の明確化作業や歩道の整備に対しまして交付金を交付するものであります。当初想定した事業量に対しまして、森林施業計画の樹立が進まなかったことなどから、交付対象森林が当初予定の約82%にとどまったことによるものでございます。

環境森林課の説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○堤環境管理課長 環境管理課の補正予算について御説明いたします。

お手元の平成20年度2月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、環境管理課のところ、169ページをお開きください。

環境管理課の補正額は、補正額の欄にありますように、一般会計で8,599万5,000円の減額でございます。補正後の額は5億7,880万4,000円となります。

それでは、主なものにつきまして御説明させていただきます。

171ページをお開きください。

まず、中ほどの（事項）大気保全費で323万1,000円の減額であります。主なものは、説明欄7の有害大気汚染物質モニタリング事業の100万8,000円の減額であります。これは有害大気汚染物質の分析委託料が入札で安くなったことによる減額が主なものであります。

次に、一番下の（事項）水質保全費で1,268万8,000円の減額であります。1枚おめくりいただきまして172ページをお開きください。主なものは、1の水質環境基準等監視の1,125万9,000円の減額であります。これは河川等の公共用水域や地下水の水質分析委託料が入札で安くなったことによる減額であります。

次に、一番下の（事項）公害保健対策費で3,550万4,000円の減額であります。173ページをごらんください。主なものは1の公害健康被害補償対策であります。高千穂町土呂久地区の公害健康被害者への療養の給付や遺族補償一時金等の補償給付が当初見込み額を下回ったことによるものであります。

最後に、一番下の（事項）合併処理浄化槽等普及促進費で3,010万1,000円の減額であります。主なものは3の浄化槽整備事業で、これは浄化槽整備に係る市町村への補助であります。市町村の要望基数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

環境管理課の説明につきましては以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○道久環境対策推進課長 それでは、環境対策推進課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデック

ス、環境対策推進課のところ、ページでいいますと175ページをお開きいただきたいと思いません。

環境対策推進課の補正額は、補正額欄にありますように、一般会計で7,524万7,000円の減額であります。補正後の額は5億5,995万8,000円となります。

それでは、主なものについて御説明させていただきます。

ページをおめくりいただきまして177ページをお開きください。

まず、上から6行目の(事項)一般廃棄物処理対策推進費で1,143万8,000円の減額であります。この主なものは、説明欄2の宮崎県ごみ処理広域化推進支援事業に係る1,140万3,000円でございます。これは、本年度宮崎市ほか3町で建設いたしました焼却施設に対する交付金でございますけれども、入札の結果、対象事業費が減額となったものでございます。

次に、中ほどの(事項)産業廃棄物処理対策推進費で5,837万8,000円の減額であります。このうち、まず、説明欄2の産業廃棄物処理監視指導1,224万7,000円の減額につきましては、毎年廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類の検査委託契約の入札残によるものと、廃棄物監視員、県内に18名配属しておりますけれども、この監視員の人件費の執行残によるものであります。

次に、6の宮崎県廃棄物処理計画進行管理推進事業1,025万9,000円の減額につきましては、平成20年度から排出事業者に法律上義務づけられました産業廃棄物管理票、いわゆるマニフェストと言われるものですが、こちらの交付等状況調査報告の提出データをデータベース化するための委託料の執行残、及び廃棄物処理

計画の進行管理のための産業廃棄物処理状況実態調査委託契約、こちらのほうの入札残によるものでございます。

次に、7の公共関与推進事業4,081万円の減額につきましては、主として、エコクリーンプラザみやざきを管理運営いたします環境整備公社に対する運営費補助金の執行残でございます。

8の産業廃棄物税基金積立金719万円、こちらのほうは増額でございますけれども、これは、平成19年度財源として充てていた事業の最終的に不要となったものの積み立てと、基金利息の確定等によるものでございます。

次に、178ページをお開きいただきたいと思えます。(事項)廃棄物減量化リサイクル推進費543万1,000円の減額についてであります。説明欄1の産業廃棄物リサイクル施設整備支援事業312万3,000円の減額であります。この事業は、産業廃棄物のリサイクル施設の整備を行う事業者に対しまして補助金を交付するものでございますけれども、その補助金の執行残でございます。

2の廃棄物処理施設等における再生利用促進事業212万4,000円の減額であります。この事業は、廃棄物処理施設等から発生する溶融スラグ及び飛灰を土木資材として有効活用するため、産学官が連携して研究開発を行うものであります。本事業で今年度に衛生環境研究所に導入いたしました研究備品の入札残等によるものでございます。

申しわけございません。177ページにお戻りいただけますでしょうか。一番最初に御説明いたしました(事項)一般廃棄物処理対策推進費の説明欄2の宮崎県ごみ処理広域化推進支援事業につきまして、私、先ほど説明の中で「宮崎

市ほか3町」と申し上げたようでございますけれども、延岡市ほか3町で建設いたしましたものがございます。訂正しておわび申し上げます。

環境対策推進課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○飯干自然環境課長 自然環境課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックス、自然環境課のところ、ページでいいますと179ページをお開きください。

自然環境課の補正額は、補正額の欄にありますように、一般会計で3億9,429万8,000円の減額であります。この結果、補正後の額は47億4,994万2,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

181ページをごらんください。上から4段目、(目)環境保全費でございます。中ほどの(事項)自然保護対策費で287万4,000円の減額でございます。これは主に、自然環境保全審議会の開催経費や自然保護推進員に関する事務などの執行残に伴うものでございます。

次に、182ページをごらんください。一番上の段の(目)林業振興指導費でございます。中ほどの(事項)環境緑化推進事業費で117万6,000円の減額でございます。これは主に、県民緑化運動やフェニックスの保全に係る補助金等の執行残に伴うものであります。

次に、183ページをごらんください。中ほどの(事項)わが町のいきいき森林づくり推進事業費で1,000万円の減額でございます。これは市町村による公益上重要な森林の公有化を支援する事業であります。本年度からの新たな事業であり、市町村での取り組みが少なかったことなどにより減額となるものでございます。

次に、その下の(目)森林病虫害防除費の(事項)森林病虫害防除奨励費で300万2,000円の減額でございます。これは主に、松くい虫の伐倒駆除において、地形等の影響から搬出・焼却処分を行う特別伐倒駆除が減り、現地での薬剤処理による伐倒駆除となったことなどによるものでございます。

次に、184ページをごらんください。一番上の段の(目)治山費の(事項)山地治山事業費で144万9,000円の減額でございます。これは、山腹崩壊地等の荒廃山地における復旧治山や山地災害の未然防止を図る予防治山などを実施する事業ですが、国庫補助決定に伴い事業費が減額となるものでございます。

次に、中ほどの(事項)緊急治山事業費で2,324万3,000円の減額でございます。これは今年度に発生した山地災害を緊急に復旧する事業ですが、国庫補助決定に伴い事業費が減額となるものでございます。

次に、その下の段の(事項)林地崩壊防止事業で4,000万円の減額でございます。これは今年度激甚災害が発生しなかったため、実施主体である市町村において事業の実施がなく、減額となるものでございます。

次に、185ページをごらんください。一番上の段の(目)狩猟費でございます。その下の段の(事項)鳥獣保護対策費で400万6,000円の減額でございます。これは、鳥獣保護区に隣接する農林地での鳥獣被害を防止するため、電気さくの設定などに助成する事業において、事業主体である市町村からの要望が減ったことなどによるものであります。

次に、一番下から2段目の(目)公園費でございます。その下の段の(事項)自然公園事業費で521万円の減額でございます。次の186ペー

ジをごらんください。これは自然公園等の利用施設整備に係る事業において、国の交付金の決定の変更等による執行残に伴うものでございます。

下から2段目の(目)林業災害復旧費でございます。その下の段の(事項)治山施設災害復旧費で3億円の減額でございます。これは台風等により被害を受けた治山施設を復旧するものでありますが、今年度は治山施設が被災しなかったため、減額となるものでございます。

補正予算については以上であります。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。

お手元の環境農林水産常任委員会資料(補正)の2ページをお開きください。下の段の(3)平成20年度繰越明許費補正(変更)一覧表をごらんください。表の一番上の段、山地治山事業でございます。さきの11月議会で、台風等の影響で工法や事業計画の変更を余儀なくされた箇所について2億24万9,000円をお願いしておりましたが、新たに工法の変更等に日時を要した箇所が生じたことなどから、5億6,451万円を追加し、7億6,475万9,000円をお願いするものでございます。

次に、その下の地すべり防止事業でございます。11月議会では2,132万6,000円をお願いしておりましたが、日之影町星山地区において対策工法に日時を要したことから、新たに2,136万6,000円を追加し、4,269万2,000円をお願いするものでございます。

自然環境課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○徳永森林整備課長 それでは、森林整備課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の青いインデックス、森林

整備課、187ページをお開きください。

森林整備課の補正額は、補正額の欄にありますように、18億5,382万4,000円の減額であります。その内訳は、一般会計で17億2,655万4,000円の減額、特別会計で1億2,727万円の減額であります。この結果、補正後の額は、一般会計、特別会計を合わせまして96億2,738万円あります。

それでは、主なものについて御説明をいたします。

189ページをお開きください。中ほどの(目)林業振興指導費についてであります。次の行の(事項)ひなもり台県民ふれあいの森等管理費で237万5,000円の減額であります。これは施設の工事請負費、修繕費等の執行残によるものであります。

次に、190ページをお開きください。上から4行目の(目)造林費についてであります。中ほどよりやや下にあります(事項)水を貯え、災害に強い森林づくり事業費で4,347万円の減であります。これは森林環境税を活用いたしまして森林整備等に要する経費であります。広葉樹の植栽など事業費の確定に伴う減額であります。

次に、191ページをごらんください。(目)林道費であります。(事項)道整備交付金事業費で405万6,000円の減額、中ほどの(事項)里山エリア再生交付金林道整備事業費で12万3,000円の増額であります。これは、国の交付決定を受けた国庫補助金の有効活用を図るため、事業間で調整した結果、増減したものであります。

また、その下の(事項)山のみち地域づくり交付金事業費で2億3,300万円の減額につきましては、昨年度まで旧緑資源機構が行っており

ました緑資源幹線林道を、平成20年度から県営工事として引き継いだものでありますが、これは国の交付決定額が県の要望を下回ったことによる減額であります。

次に、192ページをお開きください。（目）林業災害復旧費であります。4行目の（事項）林道災害復旧費で14億3,953万3,000円の減額でございます。これは平成20年度発生の災害が少なかったことによる減額であります。

次に、193ページをごらんください。まず、山林基本財産特別会計であります。上から5行目の（事項）県有林造成事業費で1,617万1,000円の減額であります。これは県有林における間伐などの保育作業を縮減したことによるものであります。

次に、下から2行目の（事項）元金で107万5,000円の減額、次の194ページの（事項）利子で6万4,000円の減額であります。これらは農林漁業金融公庫への償還元金と利子の確定に伴う減額であります。

次に、195ページをごらんください。拡大造林事業特別会計であります。上から5行目の（事項）県行造林造成事業費で9,609万円の減額であります。これは分収林の立木売り払い収入の減少に伴い、森林所有者等への分収交付金が減少したこと等によるものであります。

次に、（事項）元金で200万円の減額、次のページの（事項）利子で1,187万円の減額であります。これも先ほどの山林基本財産特別会計と同じく、農林漁業金融公庫への償還元金と利子の確定に伴う減額であります。

次に、追加補正予算について御説明いたします。資料が変わりまして、恐れ入りますが、薄いほうの平成20年度2月補正歳出予算説明資料（議案第63号）でございます。これの森林整備

課の、ページでいいますと41ページをお開きください。追加補正額は、補正額の欄にありますように、一般会計で2億3,800万円の増額であります。この結果、補正後の額は一般会計、特別会計合わせまして98億6,538万円となります。

追加補正の内容について御説明いたします。43ページをお開きください。上から4行目、5行目にありますように、（目）造林費の（事項）森林機能保全対策総合整備事業費で2億3,800万円の増額であります。これは国の第2次補正予算による国庫の定額補助を活用して、説明の欄にありますように、新規事業・路網整備地域連携モデル事業によりまして、森林組合等と建設事業者との連携による作業道の整備を、森林所有者等の自己負担なしで実施するものであります。なお、本予算は来年度への繰り越しをお願いしておりまして、平成21年度は、15市町村において25路線、約17キロの作業道の整備を予定しております。

補正予算につきましては以上であります。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。恐れ入りますが、委員会資料の2ページをごらんください。まず、（2）の繰越明許費の追加であります。森林整備課の欄にありますように、森林整備事業を初め7事業、総額で14億88万7,000円の繰り越しをお願いしております。その主なものについて御説明いたします。

まず、森林整備課の2行目の道整備交付金事業であります。これは、工事の切り取り現場ののり面におきまして崩壊のおそれがあるということで、その工法等に日時を要したこと等によるものであります。

次に、5行目の林道災害復旧事業費でありま

すが、これにつきましては、国庫補助決定がおくれ、事業主体である市町村において繰り越しとなることによるものであります。

次に、その2行下の、先ほど追加補正分として御説明いたしました森林機能保全対策総合整備事業におきまして、国の補正予算の関係上、工期的に年度内執行が不可能なことから、2億3,800万全額の繰り越しをお願いしております。

次に、(3)の繰越明許費の変更であります。表の中ほどの森林整備課の欄の森林保全林道整備事業であります。補正前の欄にありますとおり、1億3,600万円を、箇所数にしますと2カ所ですが、繰り越すこととしておりましたが、今回分の欄にありますとおり、1億903万5,000円、箇所ですと4カ所を追加いたしました。補正後の欄にありますとおり、2億4,503万5,000円とするものであります。これは、施工中ののり面崩壊の発生などにより、その工法検討に日時を要したことで工期が不足することによるものであります。

次に、3ページの(4)の債務負担行為の追加についてであります。(事項)森林保全林道整備事業費であります。これは椎葉村の利根川・三方界線の林道におきまして、今年度に歳出を伴わない国庫債務負担行為、いわゆるゼロ国債として限度額5,000万円を設定して今年度内に契約をするものでございます。

森林整備課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○楠原山村・木材振興課長 それでは、山村・木材振興課補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の2月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、山村・木材振興課のところ、ペー

ジでいいますと197ページをお開きください。

山村・木材振興課の補正額は、補正額の欄にありますように、一般会計で5,292万1,000円の減額、特別会計で243万9,000円の増額。この結果、補正後の額は、一般会計、特別会計合わせまして43億2,416万7,000円となります。

それでは、主な事項について御説明します。

199ページをお開きいただきたいと思えます。中ほどの(目)林業振興指導費、その2つ下の(事項)林業・木材産業構造改革事業費1,155万7,000円の減額でございます。これは国庫補助決定に伴う補正で、主なものは、下の説明の4、木質バイオマス活用促進事業で、木材人工乾燥機の燃料を重油から木質バイオマスに転換するためにボイラー施設の整備を行うものですけれども、これにあわせた周辺整備の追加が認められまして1,103万5,000円の増額。その下の5の林業再生に向けた新生産システム推進対策モデル事業で、県産材を大ロットで安定的に供給する体制構築を目的としまして、大型製材工場を一体的に整備するものでございますが、このうち、乾燥機の整備内容の変更に伴う1,075万4,000円の減額、その下の6の森林保全型低コスト素材生産システム整備事業で、単独の素材生産事業体に対しまして高性能林業機械を導入するものですが、1事業体が導入を取り下げましたことによりまして、718万1,000円の減額をするものです。

次に、1枚めくっていただきまして、200ページをお開きください。下のほうの2段目、(事項)木材需要拡大推進対策費1,911万円の減額でございます。これは下の説明1の木の香あふれる街づくり推進事業で、学校や福祉施設等の公共的施設での木造化・木質化等に対する支援を行うものですが、予定していました事業

者が本年度に整備できないとの申し出があったことにより、減額するものでございます。

次に、一番下の（事項）木材利用技術センター運営事業費2,525万4,000円の減額でございます。これは主に、次のページの説明1の維持管理費及び2の試験研究費におきまして、機器の保守点検等各種委託等の入札の執行残、光熱水費、試験資材の購入費等の節減に努めたことによる減額でございます。また、4の受託事業費につきましても、森林総合研究所等4つの団体からの受託研究に係る受託額の確定に伴う補正であります。

次に、一番下の（事項）林業担い手対策基金事業費252万円の増額でございます。これは下の説明1にあります林業担い手対策基金事業におきまして、高性能林業機械の入札による執行残等で747万円の減額、2にあります林業担い手対策基金積立金につきましても、高性能林業機械の貸付料の増に伴いまして基金への積立金を999万円増額するものでございます。

次に、203ページをお開きください。特別会計について御説明いたします。特別会計につきましては、議案第46号にございますけれども、説明はこの資料でさせていただきます。

中ほどの（事項）林業・木材産業改善資金対策費243万9,000円の増額であります。これは、林業等の経営改善のための設備投資などに対しまして、林業者等に貸し付ける無利子の制度資金ですが、本年度、民間の融資機関を通じた転貸による貸付金取扱額がふえましたことから、これに伴う事務取扱手数料を増額するものでございます。

引き続きまして、2月補正の追加分について御説明します。20年度2月補正、議案第63号の冊子であります、青いインデックスの山村・

木材振興課のところ、ページでいいますと45ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正は国の2次補正予算に伴うものでありまして、補正額の欄にありますように、一般会計で2億3,618万円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は、一般会計、特別会計合わせまして45億6,034万7,000円となります。

それでは、補正内容の事項について御説明します。1枚めくっていただきまして47ページをお開きください。（目）林業振興指導費の（事項）林業・木材産業構造改革事業費1億7,218万円の増額でございます。これは、下の説明1の林業経営構造対策事業費補助金によりまして、素材生産コストの低減や間伐の推進等に有効なスウイングヤーダーなどの高性能林業機械導入に支援するものであります。具体的には、宮崎県森林組合連合会が事業主体となりまして機械を導入し、自力では高性能林業機械の導入ができない中小の素材生産事業体に低価格で長期間レンタルするものなどであります。

次の（事項）木材需要拡大推進対策費6,400万円の増額でございます。下の説明の欄にありますように、県産材の需要を促進するため、1の木の香あふれる街づくり推進事業によりまして、公共施設等の木造化を支援するものであります。具体的には、日南市にあります学校法人が幼稚園で整備します木造の多目的ホールの建設、もう一つが、木城町が建設する木造の町営住宅の建設及びそれに付随する木製外構施設の整備に支援するものであります。

続きまして、繰越明許費について御説明します。恐れ入りますが、お手元の委員会資料をごらんいただきたいと思います。2ページでございます。上の表で（2）の繰越明許費の追加でございます。この表の下の山村・木材振興課の

欄に記載してございますが、林業・木材産業構造改革事業で9,140万円の3件、その下の木の香あふれる街づくり推進事業で6,400万円の2件、計1億5,540万円の繰り越しをお願いいたしております。

まず、林業・木材産業構造改革事業につきましては、3つの民間事業者がプレカット加工施設などの整備を行うものでありますが、国からの交付決定時期の関係で事業主体において事業が繰り越しとなることによるものでございます。

次に、木の香あふれる街づくり推進事業では、先ほど2月追加補正で御説明しました事業で、国の2次補正予算の関係によりまして工期が不足することから、事業主体である木城町及び日南市の学校法人において事業が繰り越しとなるものでございます。

続きまして、下の(3)の繰越明許費の変更でございます。表の下のほうの山村・木材振興課の欄の林業・木材産業構造改革事業としまして、先ほど明許繰り越しの追加で説明しました9,140万円に、中ほどに今回分というところがありますが、1億7,218万円(3件)を加えまして変更をお願いするものです。これは2月補正の追加で御説明しました事業で、同じく国の2次補正予算の関係によりまして工期が不足することから、事業主体である県森林組合連合会等において繰り越しとなるものでございます。

山村・木材振興課関係の説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○大坪施設調査対策監 それでは、その他の報告事項といたしまして、エコクリーンプラザみやざき問題について御説明をいたします。

常任委員会資料の4ページをごらんくださ

い。前回の委員会以降の状況につきまして4点に分けて整理をいたしております。

まず、①浸出水調整池の補強工事についてでございます。アの入札ですけれども、公社では2月3日に入札を行いまして、不動テトラ、西條組、五幸建設で構成します共同企業体が12億2,850万円で落札をいたしまして、2月10日に契約をいたしております。それから、イの現場事務所の設置ですが、上記の共同企業体では2月20日から現場事務所の設置工事に着手をしまして、既に完成をしていると聞いております。それから、ウの地元対策協議会との協定締結ですが、公社では、工事に伴う公害防止協定を3つの地元対策協議会と締結をしまして、県、宮崎市、国富町も立会人として参加しております。そのほか、公社のほうでは、施工監理業務についても入札を行いまして、オリエンタルコンサルタンツが2,184万円で落札をいたしまして、2月3日に契約をしております。

それから、県では、工事の円滑な実施を支援するために、技術支援会議、環境森林部の技術担当次長を会長とします会議を2月16日に設置いたしました。後ほど参考資料のほうで説明をさせていただきます。

次に、②の費用負担の協議についてでございます。アの関係11市町村長会議の開催ですが、1月27日と2月16日、2回ほど実施をいたしました。補強工事の費用負担に関する会議を行いまして、以下の点について、担当課長レベルで具体的に協議をしていくということになったところでございます。1点目は、負担割合については裁判等の結果を踏まえ、責任の所在の明確化を図り、それに基づき決定する。ただし、耐震工事等新たに付加した分については別途整理する。2点目は、工事に支障が出ないように、工

事費については、責任の問題と切り離して緊急避難的に県と市町村で折半して立てかえ、公社に貸し付ける。3点目ですが、その他今後発生する補修工事等に備えるため、施設の操業に伴って発生しております売電及び有価物販売の収入を公社に留保するようにするというところで、以上のような内容につきまして詳細に議論すると、具体的に議論するというところで、イの担当課長会議を3月3日から始めたところでございます。今後、一定の合意形成を目指しまして、成案がまとまりましたら、確認書を締結する予定でございます。

それから、右側の5ページをごらんください。③の公社組織の改革についてでございます。まず、アの外部調査委員会の提言ですが、外部調査委員会の調査報告書におきまして、今後の公社のあり方について次のような提言がなされたところでございます。1点目が、責任の所在が明確で効率的な組織体制の確立を図ること。2点目が、安定的な経営が可能な財務体質の強化を図ること。3点目が、開かれた公社、信頼される公社としての再生を図ることです。それを受けまして、公社のほうでいろいろと検討されました結果、イの公社理事会における素案の説明というのが2月17日になされております。その日行われました臨時理事会におきまして、理事会の構成変更等に関する素案の説明がございました。関係機関と調整の上、今後、3月下旬の理事会で決定していくというところでございます。具体的には、理事会については、事業参画市町村11市町村を中心とした構成にすること。評議員会については、地元対策協議会等も含めて構成をするということ。また、公社のあり方、事務局体制につきましては、今後、抜本的に検討していくとの説明もあったと

ころでございます。

次に、④の法的解決に向けた取り組みについてであります。まず、アの公社の対応ですが、2月17日に開催されました臨時理事会で次の事項が決定をされております。1点目が、外部調査委員会の調査報告書を踏まえ、さらなる事実確認と公社に損害を与えた者に対する責任を問うため、当時在籍した理事長以下の役職員を対象に背任罪の疑いで告訴すること。2点目が、捜査当局から資料提供等の協力依頼があった場合は、これに全面的に協力すること。さらに、業者に対して、専門家と協議した上で損害賠償請求を行う予定であることも報告をされております。

次に、県の対応ですけれども、県としまして、2月16日の市町村長会議の席上、次のような理由によりまして、刑事告発を行う意思があることを表明いたしました。今後、専門家や県警とも協議しながら内容を詰めていくこととしております。1点目が、外部調査委員会の報告書を精査した結果、犯罪の疑いが払拭できないこと。2点目は、関係市町村長や地元住民から徹底的な真相究明と法的な責任の所在の明確化を求める声が強いこと。3点目が、刑事訴訟法上、公務員には告発の義務が課せられていることとあります。あわせまして、当時在籍した県職員につきましては、行政処分を検討しているところでございます。さらに、廃棄物処理法に基づく県の責任に関しましても、その具体的内容について環境省からの回答文書を踏まえ、さらに検討を行っていくことにしております。この点につきましては、後ほど参考資料で御説明をいたします。

次に、6ページをごらんください。先ほど触れました技術支援会議についてでございます

が、今回の工事施工に万全を期すために、県としましても、右上にごございます対策本部の下に網かけで記してはいますが、環境森林部次長をキャップを、関係課長から成ります技術支援会議を設置いたしまして、その下に所掌事務と整理してはいますが、施工監理業務の支援、工事検査業務の支援を行うことといたしました。職員が定期的に現場に行きましたり、この会議に必要な報告、検討を行ったりしながら、技術的な面からも公社を支援してまいることとしております。

次に、7ページをごらんください。先ほど触れました環境省からの回答文書の内容でございます。実際の回答文書はその次の9ページにつけております。それから、その前提となります本県からの照会文書は10ページ、11ページに添付しておりますが、わかりやすくごらんをいただくために7ページ、8ページにその内容をまとめましたので、こちらのほうで説明をさせていただきます。

今回、環境省のほうに照会した事項は3点ございます。そこに照会事項1、そして右側に2、3と記してはいますが、3点照会をいたしております。

まず1点目が、廃棄物処理法第15条の16の規定によりまして、環境大臣の権限に属する事務の一部が、政令で定めるところにより都道府県知事が行うというふうになっております。その事務の具体的内容はどういうことかということをお尋ねしたものでございます。

県知事のほうに委任されているものは3つございます。1点目が15条の8について、15条の13について、15条の14についてということで、県知事にはこの3点が委任されている状況でございます。

まず、左上の第15条の8についてですが、その下の四角の中に該当条文を記載しておりますが、環境省からの回答はこれをそのまま引用したものとなっております。環境省の回答、ゴシック体のところですが、「知事の行う事務は、センターが毎年度作成した、事業計画書及び収支予算書を受理すること並びに毎事業年度終了後作成した、事業報告書及び収支決算書を受理すること。また、事業計画書又は収支予算書を変更しようとするときも同様」であるというふうな回答になっております。

それから、その次の15条の13につきましても、同様に四角の中に条文を記載していますが、こちらのほうもそれをそのまま引用したような回答となっております。環境省の回答ですが、「知事の行う事務は、法第15条の6各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、センターに対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせること並びにその職員にセンターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること」となっております。

さらに、右側ですが、第15条の14につきましても、同様に四角の中に条文を記載してはいますが、それと同様の回答内容でございます。「知事の行う事務は、法第3章の2」これは廃棄物処理センターのことですけれども、「の規定を施行するために必要な限度において、センターに対し、法15条の6各号に掲げる業務に関し監督上必要な命令をすること」ということでございます。

それから、2点目の照会事項ですが、これは、外部調査委員会の調査で明らかになりました、平成17年の2月に公社からの報告を受けた際の県の対応について問題がなかったかどうか

を聞いたものでございます。それに対しまして環境省からの回答ですが、照会事項の四角の下になりますけれども、「知事には、センターが法第15条の6各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することを確保するため、必要な監督等を行うことが求められる」というふうになっております。さらに、公社が不十分な報告等を行った場合の罰則規定に関しましてですが、「なお、センターが、法第15条の13の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときには、法第31条第3号の罰則が適用される」ということで、30万円以下の罰金に処するという罰則が適用されるとの回答になっております。

最後に、3点目の照会事項でございますが、これは廃棄物処理センターに指定された、今回は公社になるわけですが、そこが実際に処理施設を設置しようとする場合に、センター事務の一部を委任された都道府県と施設の許可権を与えられた市との関係についてお尋ねをしたものでございます。それに対しまして環境省からの回答ですが、「法第15条の16に基づいて知事に委任されている事務は、センターが行う法第15条の6各号に掲げる業務の適正な運営を確保するためのもの。法第8条（一般廃棄物処理施設）、第15条（産業廃棄物処理施設）の規定に基づき廃棄物処理施設の設置を許可した市長は、施設の構造及び維持管理が基準に適合し、施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に適合するよう指導監督を行うもの」というふうにされておまして、この点につきましても、特に具体的に示されたという状況ではございません。

したがって、今後、ほかの県でどのように事務処理を行っているのか、あるいは施設の許可権のある市との関係をどのように整理して

いるのか、そういったことを調査しますとともに、法律の専門家である弁護士にも法解釈を協議するなどしまして、この法律事務の執行に遺漏がないように、さらなる検討を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上であります。

○宮原委員長 執行部の説明が終了しましたが、ここで5分休憩をとりたいと思います。

午前11時6分休憩

午前11時10分再開

○宮原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

議案第42号、44号、45号、46号、63号についての質疑はありませんか。

○外山委員 手続がよくわからないのでお聞きをしたいんですが、201ページの木の香あふれる街づくり推進事業の減額1,700万余、これは事業者が事業計画をやめたので減額補正というような説明だったですね。そういうことでいいんですか。

○楠原山村・木材振興課長 そのとおりです。

○外山委員 そうしますと、補正の第63号で、同じ事業で6,400万の予算計上してあります。単純に考えれば、同じ事業でここで当初の補正で減額にしないで、これを使えばいいようにあるんだけど、何でここで一度減額してしまわなくちゃいけないんですか。

○楠原山村・木材振興課長 2月補正の木の香あふれる街づくり1,700万の中には、県単独の事業の分と国庫を使った事業があります。特に、先ほどの2月補正の中での国庫の分は、幼稚園等で設置します木製遊具、例えば滑り台とかそういうのに現在通常の国の予算で補助が来

ておりまして、それ以外の例えば保育園の木造の建設とかそういうのは県単で現在やっております。ところが、今、委員おっしゃいました63号、47ページの木の香あふれる街づくり推進事業の6,400万は、今度国の2次補正によりまして、今回だけ、公共施設と民間事業体も含めまして木造建築に補助しますという補正対応が出ましたので、これについて要望をとりまして、先ほど言いました日南市の学校法人、木城町の町営住宅が補助対象で国費を使ってできるということで追加補正をお願いしたものです。

○外山委員 ということは、事業のネーミングはほとんど同じだけど、中身が違うんですね。当初の減額補正というのは、内装だけではなくて机とかそういうものもつくる事業だけど、今度のはちょっと違うということですか。

○楠原山村・木材振興課長 事項の細事項の中ではそういうことになります。

○外山委員 もう一度。

○楠原山村・木材振興課長 従来の国庫補助事業は木製遊具等に補助になっていましたけれども、今回は追加補正で木造建築になったと。ですから、県単の減額の分と国庫で追加の分は細部でいいますと違います。

○外山委員 事業名は一緒ですね。

○楠原山村・木材振興課長 そうです。

○外山委員 事業名が一緒でも中身が少し変わると、最初のは減額でゼロにして新たに組み立てなくちゃいけないということになるんですか。

○楠原山村・木材振興課長 この木の香あふれる事業は、国費を使った事業とか、県単を使った事業とか、幾つか中身を分けております。先ほど言いました1,700万は県単独の分です。今回増額の分は、国費を6,400万使って木造建築

を行うというものであります。

○外山委員 そういう仕分けというか、手続きをしなくちゃいけないんですか。私なんかアバウトに考えると、同じ事業の中でそこまで細かくしなくても、同じ事業費の中だから、続けてそれを使っていけばいいような感じがするんですけど、手続き上しなくちゃいけないんですか。

○楠原山村・木材振興課長 1つは、財源が国費と県単という分がありますが、もう一つは、2月補正の時点では2次補正の分が間に合っておりませんので、2月補正が確定してから、再度国の2次補正予算に伴うものを掘り起こして追加補正をお願いするというので、時期も若干違うということになります。

○長友委員 172ページ、水質環境基準等監視の事業ですけれども、1,125万9,000円の減額、先ほど委託料が安かったというようなお話でしたが、この事業自体としてはどれぐらいの予算を見込んでおられたんですか。

○堤環境管理課長 当初が3,236万3,000円、補正後が2,110万4,000円でございます。

○長友委員 そうしますと、3,000万の事業で1,000万安くやられたということですが、それで当初予定しておいた監視事業ができるのかどうか、その辺の内容はどうなんでしょう。

○堤環境管理課長 この事業は、河川とか海城あるいは地下水の分析の委託事業ですけれども、19年度から入札にいたしました。その関係で入札で安くなっております。私どもは、精度管理というのが非常に大事でございますので、県外でも全く実績がないところについては、19年度は、水質関係ではないんですけれども、実際に静岡まで技術職員を派遣しまして、分析機

器であるとかその経過について調査をさせたりして精度管理を行っています。この水質環境基準監視につきましても、今までとデータが大きく変わっているような場合とか、あるいは基準を超えた場合には、改めて衛生環境研究所で再検査するとか、あるいは、同じ測定地点で同じものを県と委託機関で分析してクロスチェックをします。そういったことで精度管理を行っております。これまでは随意契約だったんですけども、水質分析の積算というのは非常に難しく、1項目を1検体だけやれば人件費とか試薬代で積算できるんですが、まとめて10検体、20検体やるとコストは下がってくるという状況がございますので、測定機関によってコストが違うということがありまして、実際には非常に安い金額で落札されているという状況でございます。

○長友委員 事業の質が確保されるということが大事でしょうし、逆に言うと、今まで高かったんじゃないのという話にもなりますけど、節約したということはそういったことになるわけですね。事業の質が確保されることが大事でしょうから、その辺はしっかり内容を見ていただきたいというふうに思います。

それから、次の173ページ、浄化槽の整備事業、2,979万の減額になっております。市町村の希望基数が下回ったということですが、今回の代表質問か一般質問かどちらかでも、今回の代表質問か一般質問かどちらかでも、公共下水道事業のランニングコストが非常に地方の財政を圧迫するということが、県のほうも下水道処理の計画を見直して、市町村の事業等を入れるような方向に少し改正をしたということでもございました。また、今度の基金にも、206の事業というか、さまざま雇用対策とか景気対策を盛り込んだ事業を

行うその一つのメニューの中に、206のメニューの中に、浄化槽に関する事業も入っているんです。これは市町村ともさらにしっかり話をして、今からやる公共下水道事業というか、本当に将来の財政をしっかりと見通した上で、住宅密集地だから公共がいいというのであればそれはやらなくちゃいけないし、そういうところでも市町村型の合併処理浄化槽を入れたほうが今から先はいいということであれば、その辺の検討というのを十分してもらわなくちゃいけないというふうに思います。したがって、その辺との調整を、これは要望にしますけれども、しっかり図っていただきたいという気がします。これ、減額になった内容だけ教えてください。どんな感じで。県全体だから少なくなったということでしょうけれども。

○堤環境管理課長 市町村は、20年度のを要望する場合には、その前の年の8月ぐらいに県のほうに要望を出してまいります。それで予算をつくっていくわけですね。市町村としては、例年通りの予算を確保するという意味もあって要望してくるわけですが、実際はそれよりも新築住宅の着工件数が減ってきているということもありまして、2月補正で減額をしているという状況でございます。

○長友委員 不自然な数字じゃなくて、妥当な数字ということで理解をいたします。先ほど申し上げましたように、今後の下水処理等に関しては、将来の財政を見通した上での方向性を持っていただきたいというふうに思います。

それから、177ページ、産業廃棄物処理対策推進費、減額5,837万のうちの7番、公共関与推進事業、これは4,081万ぐらいの減額になっておりました。先ほどの説明では、エコクリーン公社の運営補助等の執行残という説明でした

けれども、この部分に関してはもともと幾らの予算づけになっていたわけですか。

○道久環境対策推進課長 8,000万円でございます。

○長友委員 8,000万が4,000万減額というのは、約半分ということになるんですけれども、どうしてこういうことになったんでしょうか。

○道久環境対策推進課長 この補助金につきましては、公社の管理運営に支障が生じないようということ、18年度から毎年当初で8,000万円計上させていただいております。最終的に、年度末になりまして、補助必要額というんでしょうか、そちらのほうを補助することとして、残りにつきましては補正で減額させていただくという形を例年とらせていただいております。以上でございます。

○長友委員 どんなことが起こるかわからないので、割と多目に設定をされているという感じは受けます。ただ、運転を始めて3年目ぐらいに入ってきているわけです。それあたりが落ちついてくるのであれば、適正な予算の計上、執行という形が望ましいんじゃないかと思っておりますので、その辺はまた状況を見ながらよろしくお願ひしたいと思っております。

○蓬原委員 63号、追加補正ですけれども、景気対策というか、国もようやくきのう本格的に決まったわけですが、23億8,000万ということで、一区切りというか、森林組合等と建設事業者との連携による作業道の整備に要する経費ということで、路網整備地域連携モデル事業となっています。それをもうちょっと詳しく。先ほどおっしゃったんですが、結構早口だったので、何路線だとかいろいろおっしゃったんですが、これで期待できる景気対策効果というか、わかりやすく御説明いただくとありがたいんで

すけど。

○徳永森林整備課長 内容としましては、これは緊急雇用対策ということで1年度だけの事業となります。従来は森林組合が作業道をつくっておりましたが、緊急対策ということで、今回は、山村地域の建設産業が大分事業量が減ってきているというものを踏まえまして、森林組合と建設業を連携させて作業道を抜いていきたいと思いますということ、その連携の仕方は今から検討する必要があります。例えば、森林組合と建設業が共同体をつくって一緒に作業道を抜いていくというような仕組み等は、これからモデル的なものを検討していく必要はあると思うんですが、そういう仕組みをつくって、従来は作業道を1メートル開設するのに大体4,700円から6,700円ぐらいかかります。普通の作業道は。今回、メートル1万4,000円の国費が来ますので、1万4,000円で作業道をつくってしまえば森林所有者の負担がないということになります。負担がございませんので、1年限りの事業であるんだろうと思っておりますが、それを15市町村で25路線の約17キロでやりたいというふうに考えております。近年、作業道による災害の発生、起因するという部分もありますので、ある程度建設産業の技術的なものも森林組合が導入しながら、災害に強い作業道を今後つくっていくというモデル的な仕組みづくりのねらいがあるというふうに考えております。

○蓬原委員 漠としてある程度わかりましたが、そうなったときに、森林組合と建設産業との*13億8,000万の大雑把な割合というのはどういうふうな割合になるんですか。共同企業体をつくるにしても。イメージというのはもうでき上がっているんですか。

※18ページに訂正発言あり

○徳永森林整備課長 イメージとしましては、これを半分半分ですするというのはまだイメージしていないんですが、今考えておりますのは、作業道をつくるための木の伐採については森林組合にやっていただきまして、作業道の線形とか森林所有者等との交渉等、いわゆる施業管理の面について森林組合にいただきまして、作業道をつくる部分について建設業に入ってもらおうというイメージかなというふうに思っております。山村地域では、昔、林業をやっていた人が建設業をやっています。今、山村の建設業は非常に苦しい状況にありますので、ここをもう一遍林業と連携させたい。それをモデル的にやりたいというイメージなので、森林所有者との交渉とか施工管理についてはできるだけ森林組合にやっていただいて、開設については建設業でやっていただく。

それで、この2億3,800万につきましては、今まで森林組合がやっていた仕事が建設業に流れるんじゃないかというイメージがありますが、これは新たな別枠として2億3,800万、今までの枠とは別枠で連携分をつくったというふうに理解していただけたらいいと思います。

○蓬原委員 済みません、2億3,800万の間違いでした。25路線、17キロ、15市町村というのは、既にある程度こことここというのが決まっているんですか。

○徳永森林整備課長 国から予算の案内がございましたときに照会をいたしまして、15市町村決定をして、その要望に応じて国に予算を要求いたしまして、満額要求が通ったということでございます。

○蓬原委員 15市町村はどこですか。

○徳永森林整備課長 西都市、川南町、木城町、西米良村、串間市、日南市、椎葉村、諸塚

村、美郷町、五ヶ瀬町、日之影町、宮崎市高岡町、野尻町、小林市の15市町村になります。

○長友委員 森林整備課、190ページです。水を蓄え、災害に強い森林づくり事業費ということで、2億2,000万程度が今回1億7,900万ということになるわけですが、その解説の中で、事業費確定に伴うというふうになっていません。要するに、植栽未済地というか、さまざまな解消を図っていく上で山づくりというのは大事になってくると思うんです。広葉樹林等推進事業費とか、あるいは針広混交林、4番目の公益的森林への誘導啓発、こういうのが減額になっているわけです。これはどういう状況でこれだけ減額をしなきゃいけなかったのか。どれくらい予算を考えておられてそうなったのか。

○徳永森林整備課長 この減額の主なものは、1の広葉樹造林事業は、重要な山を伐採した後に広葉樹を植えて災害に強い山にしましょうと。ダムの上とか人家の上、そういう災害を防ぐようなところについて、森林所有者と市町村が協定を結んでいただきまして、それで県が広葉樹を植えましょうという事業であります。先ほど委員がおっしゃいましたように、植栽未済地対策の解消の中で、40ヘクタールはこれでやりましょうということで計画を立てておりました。当初76ヘクタールの計画を立てておりましたが、実質56ヘクタールとなりまして、予算にいたしまして3,391万5,000円の減になったというのが1点でございます。

2番目の針広混交林造成事業は、杉林等を間伐を強くやって、下に広葉樹を発生させて針広林に導こうという手法ですが、それにつきまして、計画が当初340ヘクタールあったものが307ヘクタールになって810万減ったということがあります。

分析といたしましては、1番の広葉樹造林につきましては、森林所有者といたしましても、杉を切った後に経済林としてまた活用したいという方が多くて、自分の山に広葉樹を植えていいよという御理解をいただくのに相当あるんですが、それは県として、行政として進めていけないといけないんですが、市町村との協定を結ぶまでに数字に達し切れなかったということが原因の一つだということで、森林所有者の理解を求めていくということが大事なというふうに思っています。

○長友委員 今おっしゃったとおりだろうと思います。所有者というものがあるから、こっちがこうしたいとやった部分とその差が出てくるというか、それはあると思うんですけど、理解をいたしました。

○松田委員 自然環境課に2点お伺いいたします。今回の補正が、市町村の取り組みが少ない、減少したからという原因を聞いた箇所が2カ所あったように覚えておるんですが、まず、183ページ、わが町のいきいき森林づくり推進事業費、こちらのほうがなぜゆえに市町村の取り組みが少なくなったのか、お示しいただけますか。

○飯干自然環境課長 先ほども説明しましたけど、今年度からの新規事業であったということでございます。なかなか当初の市町村の予算の対応が難しかったのでございますが、予算上は計画量を30ヘクタールしておりましたけど、現実的には4市町村の6カ所の25.53ヘクタールということで、面積量的にはほぼ確保できたんじゃないかと。それと、購入単価が想定していたより安かったと分析しております。今、要望をとってございまして、次年度以降は達成できるようにしたいと思います。

○松田委員 参考に4市町村をお教えいただけますか。

○飯干自然環境課長 綾町、西米良村、えびの市、木城町でございます。

○松田委員 続きまして、同様の原因で補正になったところがありました。185ページ、鳥獣保護対策費、電気さく等々という説明をいただいたんですが、こちらのほうも市町村が大変熱望、渴望しておった事業であったかに思いますが、これが市町村の要望が少なくなったその原因のほうをお示してください。

○飯干自然環境課長 電気さくの設置につきましては、事業費の負担割合が、県が3分の1、市町村が3分の1、受益者が3分の1でございます。前年度のほぼ要望量に応じて予算化しておりましたけれども、ある市町村、2つほどございまして、市町村予算の追加ができなかったということが第1点。それと、本年度からシカの有害鳥獣対策において1頭当たり5,000円の助成をするということで、そちらのほうの効果もあったんじゃないかと考えているところでございます。

○松田委員 参考までに、シカの5,000円の補助のほう、利用度合いはどのようなものか。顕著に出ているのか、お教えいただけますか。まだ出ていないんですって。

○飯干自然環境課長 11月15日からの狩猟期については対象としておりませんので、14日までの狩猟期間以外の有害捕獲では、2,000頭の計画に対しまして約1,850頭を捕獲しております。残りは、3月15日から南九州4県の一斉捕獲もございまして、達成できるのではないかと考えております。

○松田委員 了解しました。ありがとうございます。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○坂口委員 177ページの一番下の産業廃棄物税基金積立金のところをもう一回詳しく説明を。

○道久環境対策推進課長 こちらのほうにつきましては、廃棄物処理業者、収集運搬業者の方が廃棄物の重量をはかる。トラックスケールというらしいんですけども、そちらのほうに対しまして2分の1以内、限度額が200万円…、失礼いたしました。こちらのほうの積立金の増額につきましては、19年度事業で財源として充てていた事業が、2月補正で昨年度減額いたしました。そして最終的にどうなったかということで、683万7,000円という金額ですけども、こちらのほうが執行残として残ってしまったということでございます。それに基金の利息等の確定がございましたものですから、こちらのほうでトータル719万円の増額補正をお願いいたしているところでございます。以上でございます。

○坂口委員 181ページの自然保護対策費の中の自然環境保全審議会の67万9,000円減額です。審議会はどういう内容のものをどういう頻度でやっているのかということと、審議会の位置づけですね、義務づけとかそういうのはどうなっているんですか。

○飯干自然環境課長 自然環境保全審議会の中に5つの部会がございます。具体的には、自然環境部会、鳥獣部会、温泉部会、沿道修景美化部会、野生動植物部会ということでございまして、それぞれの案件は各部会において決定されて答申をされますが、今回は、全体の総会に審議会に諮るような案件がございませんでしたので、開催しておりません。そのための減額となっております。

○坂口委員 全体予算はどれぐらいで組んでいるんですか。会合1回で大体どれぐらい5つの部会を。

○飯干自然環境課長 全体では104万円で組んでおります。

○坂口委員 そこから答申なりが出る。今回は必要なかったとか、答申が出るということになると思うんですよ、その部会で。今回こういうテーマでこういうことを審議してもらうことが必要だというのは、行政が問題意識を整理して、そこに放り込んで開催される性格の審議会なのか。常設しておいて、審議会自体がその必要性を感じたときに、自分らがテーマを決めて審議していった答申を県に上げてくると。性格的にはどちらになるんですか。

○飯干自然環境課長 審議会の下部組織の各部会が個別の案件を審議します。部会も今回8回の予定だったんですけど、5回の開催の減もございまして。それを踏まえて、最終的に大きな問題を全体の審議会の総会で審議をするということになっております。

○坂口委員 審議会とかそういうぐあいにして、法的にそれが義務づけられているのは別ですけど、こういったたぐいなので、開かなかった年もあるとか、何もしなかつた年もあると。審議会とやっておくと、毎年当初予算で、前年何ぼだからということで最初に審議会ありきの予算になっていくと思うんです。審議会を開いて中身が上がってこなかったとか、予算を組んだけど一回も会合をやらなかったというのは、全体的に再検討すべきじゃないかという気がしてお尋ねしたんです。それがなければ施策を組み立てることもできないとか、そこから例年予算に伴っただけの価値ある答申が上げられてきて、確かに県政の誘導策にそれが機能したり、

あるいは具体的に新たな事業なり施策の立ち上げにつながったり。これは一回見直すときに来ているんじゃないかという気がしているものですから、たまたま減額されているのと、審議会と銘を打たれているということでお尋ねしたんです。

次に、森林整備課ですけど、189ページです。一番上の升のところの公共工事品質確保強化対策費、これは当初予算ではゼロで、補正で1,376万6,000円組まれて、34万8,000円が残ったということになる。当初必要がなくて、途中で品質の確保に係るような対策費が必要になってきたということは、何らかこれを立ち上げる必要が品質の面において出てきたと理解すればいいんですか。

○徳永森林整備課長 これは公共三部で県の技術推進機構、いわゆる入札改革をやる中で低入札がふえるということで、三公共から推進機構に8人分の人件費、人件費といいますか、調査委託費として払っておりまして、県土整備部が6人、農政が2人、環境森林部が2人というふうに低入札の……。

○坂口委員 6、2、2だったら10人になりますか。

○徳永森林整備課長 済みません、県土整備部4人です。計8人で現地を調査していただくということになっております。これは当初から組んでおりまして、補正前の1,376万6,000円を当初で組んでおりました。

○坂口委員 そうすると、1つには、これが例の平成19年度で、検査が必要だという低入札対象が3部合わせて202カ所あった。結果的に102カ所に1回ずつしか検査に行っておられなかった。だから、品質の確保がちょっと心配だと県が専門的に判断しながら、とうとうチェックで

きなかったというのが半分あったわけです。しかも3カ月、半年、1年かかる工期の中でたった何時間か見ているだけなんですね、半分の現場も。予算が減額されていく中で新規で立ち上げたということは、必要性はかなりある状態だと思うんです。21年度に向けて、そういった反省を振り返って、将来残す施設として責任の持てないものを今、合格させているということですね、県は、公共事業で。心配はあるけど、チェックしないまま合格させて受け取ってしまいましたよということ。21年度に対してこの状況をどうつながれるわけですか。

○徳永森林整備課長 この制度は、委員おっしゃるとおり、現場監督と事務所の監督という目的が1つありまして、もう一つは下請に対するしわ寄せをやっていないかどうか等も含めて現場を見て、悪いときにはそれを発注者側に報告してもらおうと。最終的に県の監視委員会に報告するというシステムをとっているんですが、工事そのものを県が引き取れるかどうかといいますのは、最終的には工事専門がやる完成検査、それに基づいて県は完成を引き取ると、目的物を引き取るという形になりますので、あくまでも、施工中の段階でできるだけ完成時に不備がないようにしていこうということが目的だというふうに認識しておりますので、21年度についてもこの8人体制で、環境森林部としては2名体制でやっていきたいということを考えておりまして、環境森林部の20年度に実施した箇所につきましては、114件中28件を実施していただいているところです。

○坂口委員 ということは、これはあってもなくても、総合検査で合格すれば受け取れるんですよということになるんですね、契約の内容によっては。しかしながら、新たに立ち上げたと

いうことは、低入札が始まって、段階的に確認していったり指導しないと、結局品質に影響が出てくる可能性のある案件がありますと。だから、新たに監視員が必要になりました。しかしながら、限界があるから、半分ぐらいしかやっていませんと、公共三部では。それもたった1回ですということは、あってもなくてもいいけど、品質自体は心配だ、完成検査だけじゃ見抜けないんだ、見抜けないけど受け取っているんだというのが現状だということではしか理解できないんですね、今の説明では。

○徳永森林整備課長 いわゆる検査業務というものと……。

○坂口委員 わかっていて聞いているんです。だから、今これがなくても契約をすれば品物は受け取れますよと。100%合格していますと。65点以上ありますと。だけれども、低入札でこの価格でできるわけがないよと。例えば地方自治法からいっても、あるいは建設業法からいっても、下請の保護に関する法律からいっても、品確からいっても、公共事業の適正化に関する法律からいっても、いろいろ心配な点がある。全体に発注者は責任持って、何十年先にも安全な施設でなければならぬんだと。エコクリーンみたいになっちゃだめなんだと。その心配がある価格で契約を今やっているから、何千件という契約案件の中から何百件かはその対象箇所だ。危ない、監視しよう、だから必要だと立ち上げた新規事業でしょう、これ。

○徳永森林整備課長 そのとおりです。制度的には。

○坂口委員 202カ所あったんですよ、平成19年は、発注者が判断した箇所が。それを対象の箇所に102カ所しか入っていないんです。1カ所二度入っただけでほかは1回です。これはそ

ういうことで確保に責任持てる予算なのと。だから、必要なだけでなくすべきだし、だめなら品質の確保に責任持つべきです。発注者責任があるんです。

○徳永森林整備課長 予算を組んでいるということは、そういう意味があるんだろうと思います。しかし、契約上の話をさせていただきますと、途中の指導を、確かにそういうことが起こり得るので、検査の制度におきましても、中間検査をふやしたり、そういう制度は検査の制度の中でやっております。それプラス、こういう監視を置いてやっていかないといかんのじゃないかということでこの制度を発足したというふうに考えております。

○坂口委員 新たなチェックで現場をチェックする頻度をふやしたということですね、中間検査とかそういう段階確認をふやした。今の説明は。現実的には減っていますね。総合評価に時間をどれだけ新たに使いだしたですか。内部処理の問題ですよ。クレームへの対応、質疑への対応、総合評価での審査書類の審査、これで残業がどれぐらいなっているか。土日出勤がどれぐらい出てきているか。公共三部ですよ。有給休暇はどれぐらい消化しているか。ふえた時間量は何のためなのかというと、自分らを守るための作業ですよ。そして、今、現場に出ていく頻度が、必要性がふえてきたというけど、現場に出ていっている時間を調べてみらんですか。減っていますよ。それで品質の確保に責任持てますか、何十年先の。手抜きが見抜けませんか。手抜きがあるとは言わない。可能性があるからそういう現場が出てきたわけでしょう。チェックが必要になったわけでしょう。出せないわけでしょう。これはなくすかふやすかどちらかの判断を迫られていると僕は思うんです。必要か

必要でないか。必要ならばやっぱり品質確保をやるんだ。発注者責任という新たな責任が出てきたんですよ、品確法というのが。

そうやって低入札、低入札と県は言っているけど、裏で見えない負担がそれだけふえてきましたよ。リスクもふえましたよ。さっき環境管理課長も言われた。水質保全で、東京まで職員を出して、本当にそれをやれる会社か、大丈夫なのか調べるということは、その検査を行ったからかかる経費なんです。だから、競争させて去年に比べて安くできましたといっても、新たな経費がこれだけ出てきていますよ。リスクも出てきていますよ。ひょっとしてそこへ行って検査が間違っていたり、データがおかしい、余りにも乖離がある。県でお金かけて調べた。そのデータはだめだったですよ。こういうリスクが出てきたということ、今の競争入札制度の導入、市場原理主義の導入で県はこれだけのリスクを皆さんにかぶせて責任持てない状況ですという説明は何らないじゃないですか。今、課長だって正当性を主張するけど、そうじゃないですよ。品質を確保するために検査を強化しなきゃだめなものが出てきた。本当に約束どおりの品物をつくってくれるか心配な契約がたくさん出てきだした。チェック体制組もう。しかし人が足りない。完成検査で点数合格したんだからとれるという従来の正当性を主張しているだけで、心配事を解決しましたというのは何もないじゃないですか。今後、新たなリスクがどう出てきましたというのは何もないじゃないですか。

さっきの路網整備だってそうですよ。ちょっと時間を稼ぐけど申しわけない。気持ちを申し上げておく。森林組合あるいは地元の業者さんに配慮しなきゃいけない。経済対策だ、雇用対

策だといって、結局は公費を出しているんですよ。経済や雇用が著しく大変だと。一方では、こういう低入札、手を抜かざるを得ないような金額で入札させて、県は競争入札制度と言っているけど、上限価格を拘束して最低制限価格を決めるわけでしょう。みんなで競争しろというわけでしょう。それは最低制限価格をリサーチする競争です。最低制限価格による契約相手を探す競争入札です。そこを高くしたらとれないんですよ。ここではまった人しかとれないという宿命なんです。だから、自由に競争させていますと言うけど、それは間違いですよ、結果論でいったら。そこしかとれない競争を導入しました。だから、最低制限価格の契約ばかりになっていくんですというのが今のあり方です。それはいいですよ、結果論ですから。

そういうことをやっていて、これから先が僕は大事だと思うんですけど、例えば皆さんが文房具屋さんと取引契約される。あるいはいろいろなイベントをやって食料屋さんでもいいです。あるいは印刷屋さんでもいいです。そこと契約するでしょう。県と契約したばかりにうちは赤字で倒産しましたという契約はあり得ないんですよ、公契約においては。それは、税金を出動するときには、必要なものを確保すると同時に、地域経済への影響を考慮して、社会秩序、一般的な経済を混乱させない価格で契約をされているからなんです。原資が税金だから。だけど、公契約の中で、公共工事の契約をしたら、そこで赤字を出したことが原因で倒産をしました、リストラをやっていっていますという現実がこれだけ出ているんです。そこに環境森林部長としては、税金を出動していくという、環境森林のトップにおられるという責任から、例えば部長の庁議がありますよ、県民政策部あたりにそ

のことをどう提案されていますか。あんたらは税の出動に対して県政をどこへ誘導しようとしているんだ。公共工事での契約をやるごとに業者は倒産していつている。仲間に聞くと、赤字だと、契約額は。しかし、それでしかとれない仕組みを県土整備はやってしまった。我々もそれに沿って今、契約をやっている忍びないということは提案されないんですか、提言されないんですか、知事にも県民政策部にも。県民政策部というのは、そこらの企画調整、あるいは問題意識すら持っていないと思うんです。この現実ですよ。環境森林部長名で契約している業者がそこをやったことで赤字が出ているんです。それを重ねて倒産に至っている。一方では、経済対策だ、雇用対策だといって、ある意味じゃ乱暴ですよ、出し方が。工事だって、今からだれにどうやってどんな仕事をさせるかわからん。そして路網を整備していく。ことしに限っては受益者の負担もありません。災害も起こらんような立派な路網ができますよと。路網をつくったら来年からまた受益者の負担が要って、そこは雨が降ったら壊れるんですよと。こんな将来に責任を持たないこと。それをやってでも雇用を確保しなきゃしょうがないと税金投入しているんですよ、そこに。一方ではそんな契約のアンバランスがあるんですよ、公金契約に。これ、問題意識を持たないですか。部長に。各論はいいです。

○高柳環境森林部長 今回の入札制度改革において、いろいろな過去の経緯を踏まえて一定のこういう判断結果が出されました。いろんな現象、今出ました低入札価格の問題、あるいは品質の確保の問題、あるいは建設業者の倒産の問題、私たちはこの現実はやはりちゃんと見て、皆様方あるいは県民の意見を聞いて、今後、

それはいろんな場で検討されるべき事項だというふうに思っております。

○坂口委員 今度の代表質問でも一般質問でも、最低制限改革の率は余りにも乱暴だと、90%ぐらいにしろというのがありましたね。今後研究していく、研究していく、研究していくという答弁ですよ。これは部長のところも契約を持っている以上は責任があると思うんですけど、県土整備部長が代表して答えただけ。検討して解決できますか。例えば、会計法、予決令、ここで上限は85%以上にしちゃならないと元法律があるんですよ。それに従って、県の契約約款なりあるいはいろんなルールの中で85%から下にする。80%から85%にするというのは。これは85%に上げろという悲痛な叫びですよ、業界からも議会からも。研究する、研究すると言っています。県がやれない理由というのは会計法でしょう。なぜそのことを答えられないんですか。会計法が限界です、85%以上は不可能なんですと。僕らはほかの努力をしますよ。財務省に、85%なんて何だ、明治23年じゃないか、予決令なんて何だと。そんなのが今時の経済に整合していますかと。この親法律を変えられないですよ、こわくて。それだけの度胸は持たないでしょう、知事も、部長も。長崎はやったですよ。これは会計検査院とけんか覚悟です。けんかをするだけの自信を持っていますよ、多分。間違いですよ、この法律は。現実を伴っていない。だから、国土交通省でも、林野庁でも、農水省でも、最低制限価格85%のところを持っていくために、ある時期までは純工事費ですよ。それから現場管理費を入れて。去年は今度は、一般管理費も20%だったのを30%にふやし、いろいろやっている。でも、法律の中でやっぱり85%で抑えていますよ。こんな現実が

あるんだということを知らせなきゃ、余りにもひどいと思って僕は聞いていたんです。途中でとめようかと思ったです。本当に悲痛でしたよ、みんなの頼みは。そして、国土交通省で大臣にも審議官にも話していますよ、そのことは、だめだって、国交省は。今一生懸命やっていますよ。恐らく何らかのあれが必要ということ年度内に出して4月1日ぐらいに意思表示するでしょう。それを持って行って、県が仮に内部検討として、あれだけの短い質問の間でトーンが変わってきたから、いろいろ検討とか、参考にしながらとか、それを外したと。だから、何らかの限界を感じて、やらなきゃいけないということをやっている、仮にあそこで数字を上げようとしたときに、やっぱり財務省はおくれますよ。早くても6月か9月。そのときに数字を決め切らんです。だから、ここは腹決めをやるのか、限界があるからもうちょっと待ってくれと言わなきゃ、業者は一生懸命すがりながら倒産していつているんですよ。春先にはやるか、春先に国が動いてからこうだと、そういうことを僕は県民政策部はしっかりすべきだと思うんです。県民政策部がそういった実態があることをわからせるような、もうちょっとまじな議会への対応とか。それから、庁議で、現実を見据えて問題意識を投げかけて行って、みんなで解決しようという気がなければ、僕は物すごく今、県は罪なことをやっていると思うんです。本会議なんて物すごく重みがありますよ。検討したって限界がありますよ、県が国をこわがっている以上。国が何だという腹になればそれは検討の価値は出てくると思うんです。そこをぜひ持ち帰ってこちらの方針は示してくださいよ。自民党も近々陳情を上げることになっている。同じようなあれだろうと思うけど、それ

で同じようなことを繰り返していれば、最終日には僕は一人でも知事のところに乗り込んでいこう、それぐらい今腹を決めています。これは要望でいいですけど、そういう状態をわかってほしいです。委員の皆さんにも。今、県がやっていることというのを。

○宮原委員長 部長、何かありますか。

○高柳環境森林部長 私ども公共三部の一つで、公共事業を担っておりますので、今、坂口委員のほう、あるいは今回の議会でいろいろ意見も出たこともありますし、また、要望等もいろいろ受けておりますので、これは公共三部のほうで、きょうの委員会の御発言も含めまして、検討といいますか、つないでまいりたいというふうに思っております。

○坂口委員 くどくなりますけど、コスト意識というのは、これから将来の維持管理費、将来の利用に耐え得る安全の確保、こんなことを始めたことによるリスク回避のための新たな人件費とかチェックのためのもの、トータルで何ぼででき上がりました、だから高い安いじゃないとだめですよ。契約額が安うございました。競争して県は一生懸命県民の皆さんの血税を大切に使っていい仕事をやっていますと、こんなじゃだめだと思うんです。トータル的に県民のために本当にいい品物をより安く確保できましたというのじゃないと、トータルじゃないですよ、堤課長も僕が言っている意味ははわかると思うんですけど、リスクを伴っているんですね。リスク回避のための経費が新たに、今まで全く要らなかった予算が東国原知事になって出動されだしたということを大きく県は責任を感じたり、そこには何らかのものを県民に出して行って、これでいいかということ世論を正しく形成しないと、僕は将来間違うと思うんで

す。要望でいいです。

○宮原委員長 要望ということでよろしくお願いをします。ほかにございませんか。

それでは、もう時間ですので、午後1時5分から再開をしたいと思います。

暫時休憩します。

午後0時6分休憩

午後1時4分再開

○宮原委員長 それでは、再開いたします。

議案についての質疑を引き続き。

○外山委員 199ページ、山村・木材振興課、再度済みませんが、一番下のほうの木質バイオマス活用促進事業、先ほどの説明で周辺整備に増額の1,100万、これはどこにどういう補助をされるのか、もうちょっと具体的に教えてください。

○楠原山村・木材振興課長 この木質バイオマス活用促進事業というのは、木材の人工乾燥機を重油で今使っていますが、端材とかそういうのを使えるようにボイラーを整備するものがあります。20年度は2カ所、都城と日南に整備をすることにしております。都城のサウスウッド宮崎協同組合、日南市のサファリウッド協同組合。その中で、都城市のサウスウッド協同組合で、ボイラーを設置するとき、建物といいますか、屋根を最初申請していなかったんですが、国のほうと協議してそれまで追加で認められるということで、追加的に整備をするということで1,103万5,000円の増額をお願いしているところ です。

○外山委員 当初予算を組むときにはその辺まで認められなかったということですか。

○楠原山村・木材振興課長 特にサファリウッドにつきましては、11月補正でお願いした分

で、そこまで計画をしていなかったということでもあります。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、次に、その他の報告事項について質疑はありませんか。

○満行委員 エコクリーンプラザに関してですが、けれども、県庁も人事異動の時期になりました。環境整備公社の役員も任期満了を迎えるという時期に来たんですけれども、引き続き県としては理事会に役員を送られるのか。また、今、田中理事長ですけれども、ポストはどういうふうになるのか。部長も理事でおられますけれども。そういった変更等考えていらっしゃるのか、お尋ねをします。

○高柳環境森林部長 理事会につきましては、一応3月で任期ということで、今後の理事会のあり方については、今までも理事会の中でいろいろ意見が出ておまして、それを踏まえて、3月の末に行われます理事会の中で決定する方向で検討がされておるようでございます。なお、理事長につきましては、これは理事の互選で決まるということで寄附行為上となっておりますので、4月以降については寄附行為上はそういう取り扱いになると思います。

○満行委員 引き続き県としては、今、梓というか、理事長、あと、理事ですか、何人か出ていらっしゃいますけれども、その梓は引き続き出されると。そして、理事長選任は理事会で決めると。建前はそうなんでしょうけれども、引き続き、理事長は県から出す人を理事長に据えたいというお考えなのかどうか。

○高柳環境森林部長 今、県の理事としては、副理事長が3名おる中の1名が環境森林部長、それから、商工観光労働部長が理事として、これは産廃の関係ということで入っているんだら

うと思います。それと、県のOBということで今、田中理事長が入っておりますが、枠そのものにつきましても、今までの要望の中で、やはり市町村主体の理事会にすべきだという御意見等も理事会の中で出ておりますので、そういった方向で検討がされていると思います。ただ、県が2名になるのかどうかというのは、現時点ではまだ決めておりません。

○満行委員 田中理事長は現職じゃないわけですから、県のOBということで、県の意向を持って田中氏は理事会へ入り、県の意向を持って理事長に就任されているというふうに理解をしているんですけれども、それでいいんでしょうか。

○高柳環境森林部長 その辺の県の意向でどうこうというのは、ちょっと申しわけないんですが、理事長は19年から今の職にありますけれども、県の意向というところまでは私は把握いたしておりません。形の上でしか申し上げられませんが、理事の互選で理事長になられたというふうに理解をいたしております。

○満行委員 理事会は今まで、県のOBの前は副知事が理事長をされておられたわけで、それからどういう経緯があるのかわかりませんが、現状は県庁のOBが理事長に就任されているということですので、それはやっぱり、我々はわかりませんが、県庁が今の理事会の構成、理事長、副理事長、理事を送っているというのは、県の意向としてあったんじゃないのか。理事会の中で、県のOBが理事長で、副理事長、理事にというふうに、建前はそうなのかもしれませんが、県の意向というのが、県庁の意向というのが色濃く反映をされて理事会の中の今のポストだろうと思うんです。だから、それはしっかり押さえてほしい部分。

市町村主体という意見もあるということなんですけれども、何回も出てきますが、今回のエコクリーンプラザは、県が関与している、県があるから地元も了解をしているという経緯があるわけで、その中の理事会の構成ですから、これはやっぱり大きな意味を持っていると思うんです。理事長、副理事長、理事を県が責任持って出しているということに、県民、地域の住民が理解をしている部分もあるだろうと思いますので、変更というのをわかりやすいというか、県の姿勢というのを明確に示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高柳環境森林部長 これは公共関与ということで当初スタートして、県が関与してずっとやってきております。今お話ありましたように、当初は理事長に副知事がなっておりまして、その後は、現職の派遣というのを踏まえて、OBの今の田中理事長という形になっております。それで、理事会の中でもいろいろ意見がございまして、例えば副知事に理事長になってほしいとか、あるいは今の現職の田中理事長でやってほしいという意見も出ておりますので、いろんなそういった意見を踏まえて決められていくものだというふうに思っております。

○満行委員 県の考え方がまとまるというのはいつなんでしょうか。具体的にどういうポストにだれを送るかというのは、いつの時点ではつきりするんでしょうか。

○高柳環境森林部長 これは人事の絡みもあるんだろうと思うんですが、現時点では、私どもで決定してどうこうという話ではございませんので、関係部局とも協議して決められるものだと思います。

○長友委員 基本的なことを二、三点お尋ねします。公社の運営というのは、寄附行為をもと

にして、さまざまな規定とか要綱を決めながら運営されていくと思うんです。今回指摘されているのは、重要なさまざま協議された、意思決定を協議する協議簿とか、あるいは建設工事とかいろんなことを行うに当たっての決裁伺とか、さまざまな文書がなくなっているというのがありますね。その規定か要綱の中に文書の保存期間というのがある、永年保存しなくちゃいけない、10年、5年、3年、1年とかあると思うんですけれども、このたぐいというのは、今ないと言われているものは大体どれくらいの保存が必要だった文書かというのはわかりますか。

○高柳環境森林部長 公社では、県の文書取扱規程がございますが、これに準じた形で宮崎県環境整備公社文書取扱規程というのが定められております。今お話しありましたように、文書の種類とか重要度に応じまして保存期間というのは、永年、10年、5年、3年、1年というふうに区分をされております。通常、契約とか支出に関する文書というのは5年、重要な契約あるいは財産の取得等に関する文書は10年とされているものだと思います。それで、つくっていないのかなくなったのか、これがまだはっきりしていないんですが、例えば設計段階では、プレキャストコンクリート工法に決定した根拠となる資料は、通常保存期間でいきますと、やはり10年程度の保存になるのではないかと。あるいは契約関係の変更契約の決裁伺とかいろんな必要な文書が、つくられたのか、破棄されたのか、これも現時点ではっきりしませんけど、そういったものは5年の期間ではないかというふうに考えております。

○長友委員 第3水槽あたりを修理するにしても、これは大変応急なことをやったものだから、

大概話し合っているわけですから、しかし、事は税金の投入ということになるわけですから、当然そういう文書というのは工事に関連してなくちゃいかんわけです。だから、そのこと自体が大変問題だと思うんです。

それと、その文書の保存期間というのは、作成した年の次の年度から5年とか10年になると思うんですが、それでいいんですね。17年11月にオープンしているわけですが、16年ぐらいいには工事が着々に行われているわけです。だから、16年ぐらいいにはさまざまな文書がつかれる。それからしますと、17、18、19、20ということで、この問題が発覚した20年度時点までにはきちんと保存されておかなければならぬわけです。これがないという状況になっていきますので、その辺をひとつやっぱり押さえておかなければいけないと思います。

それから、知事の行う事務ということで、環境省からの回答が何点か来ているんですけれども、例えば15条の8については、事業計画書、報告書あるいは収支決算書、またはそういう変更があったときの書類を受理するという話、これを受け取ると、こういうのが一つの事務だというのが示されています。ところが、その下の15条の13においては、当該業務もしくは資産の状況等に関し必要な報告をさせること並びにその職員にセンターの事務所に立ち入り、業務の状況もしくは帳簿書類その他の物件を検査させることとなっています。16年ぐらいいから事業をずっと行われているんですけれども、この間に所管部としてこの辺の書類のチェックというのはなさらなかったのか。また、監査委員も入るということですが、監査委員のところを見ると、出資団体とかそういうものに関しては3年に一度入るようになっているので、

ひょっとしたら、立ち上がった段階では監査委員も入らんで、3年ぐらいということになったと。たまたま19年、20年ということになったのかもしれませんが、いずれにしろ、知事の行う業務の中に、そういうものをしっかり見なくちゃいけないと、これが15条の13だろうと思うんですけども、それは行われていたのかどうか。どうでしょう。

○大坪施設調査対策監 その点については、外部調査委員会の調査報告書の中にも記してあるんですけども、直近で申しますと、平成19年の1月に、民法に規定された公益法人の監督官庁としての定期検査というものが実施されておりまして、そこで業務の運営状況とか事業内容、実施状況、そういったものについて検査がなされております。県としてはそれが直近の状況であります。

○長友委員 しかし、事業計画、予算あるいは事業報告並びに決算というのは、毎年度あるわけですし、それに付随して何かあれば、立ち入りを素早くやるべきじゃないかということですね。17年時点でさまざまな問題が起こっていたわけですから。だから、その辺があっていたのかどうかということです。

それから、もう一つ、15条の14について、知事の事務ということで、法15条の6各号に掲げる業務に関し監督上必要な命令をすることというのがあるということ自体、これは監督をすれば当然責任が伴うと思うんです。非常にわかりにくいんですけども、市長のほうも、施設の構造及び維持管理が基準に適合しているかどうかとか、あるいはその中で維持管理、市長のほうも維持管理と、知事のほうも、15条の6各号に掲げる業務というのは、建設、改良、維持、管理と入っていますから、両方これは維持管理

に関してかかわるといような感じがするんです。その辺はどう立て分けられているんですか。

○高柳環境森林部長 今、委員がおっしゃいましたように、廃棄物処理センターとして、環境大臣から知事に委任された監督権限と、宮崎市が施設の許可権者としての指導監督があります。同じ法律の中で監督責任というのがあるものですから、その整合性、事務の整合性、合理性はどう図るんですかということの照会を、照会事項の問い3という形でしたんですけども、そこについてはこういう回答でありました。それとか、監督責任についての問題も、一般的な監督云々というのはあるんですが、例えば公益法人の指導監督、民法34条の公益法人の監督については、3年に1回程度こういう業務をなささいというのが示されておるんですが、ここについては具体的にないものですから、都道府県知事が行うとされている監督、15条の16の規定に基づいて、今おっしゃいました15条の8、13、14、この事務の具体的な内容を教えてください。これは法律に基づいて環境大臣が都道府県知事に委任した事項ですから、そういうことでお聞きしたんですが、回答はこういう回答でした。

それと、一般論は別にして、照会事項の2では、質問のところをごらんいただくとおわかりいただけると思うんですが、県としては、公社に対して年度当初に事業計画書、収支計算書を、そして翌年度の当初に事業報告書、収支決算書を提出させております。そして、先ほど言いましたように、直近で19年1月に検査を行っております。17年2月に公社から、水張り試験の結果、想定内の沈下によって漏水が確認された。それに対して、防食工事あるいは防水工事

を施すとの報告は受けていますと。こういう事実に対して、県の対応について、法律上権限をおろされている事項とか県の責任について問題があると考えられるのか教えてくださいと、具体的な事例について。あるいは、公社からの報告内容が不十分な場合とか、報告を公社が怠った場合、そういったことについての公社の責任というのはどう考えられるのかということで、具体的にお聞きしたのが照会事項の2ということであったわけです。しかし、回答は、今、委員おっしゃいましたような中身の回答でしかなかったということが事実でございます。

ですから、それについて今後さらに検討するということになれば、ほかの県でどのようなことをやっているのか、あるいはこの解釈について、法律の立法されたときの趣旨といったものを今後調査していく必要があるというふうに思っております。

○長友委員 だから、やっぱり明確にしていかななくちゃいけないでしょうし、他県の例を調査するということですが、こういう形の廃棄物処理センターをつくってやっている、調査に行くような対象県というのは何県ぐらいあるんですか。

○高柳環境森林部長 廃棄物処理センターとして指定をされておりますのが、私どもが把握しているのはたしか19カ所だだと思います。ただ、中身については、一般廃棄物の処理というのは少なく、産廃の処理とか、あるいは一般廃棄物を一部やっているというようなところが…、今、19カ所が廃棄物処理センターとして指定されておるようですが、建設済みの施設については10カ所というふうに私どもの調査では今理解をいたしております。

○長友委員 いずれにしる、今後の展開がどう

なるかというのは、告発とか告訴という問題も控えておりますので、わからないんですけども、公社自体というのは、宮崎県環境整備公社ということで、県がやはりその監督権限を持つわけです。そして、今回のそういうさまざまな、監査でもこれは指摘されましたけれども、公社自身がきちんとしておこななくていけない部分が欠落をしているというのは、これは県がしっかりと見て指摘をしてきちんとしていかななくちゃいけないわけですから、今後進展していくでしょうけれども、基本原則というか、原理原則にのっとって公社等の監督はしっかりといかななくちゃいけないと。これは要望ということにしておきたいと思えます。

○野辺委員 今後の基本的なことを聞きたいんですが、工事が始まりましたね。今からの課題ですけど、この負担については、私の間違いであれば訂正してもらいたいのんですが、宮崎県内に17の一般廃棄物の施設がある中で、エコクリーンセンターだけに5億円の交付金が流れている。ほかの市町村も事務組合でやっているわけです。宮崎市に言わせると、県が負担しろというような言い方だと思っておりますが、ほかの県内市町村は一部事務組合で、わずか何百万とか2,000万ぐらいの交付金は流れていますが、5億円も出ているわけです。そういう中で宮崎市が主張されるような形をとると、県民全体の感情として、我々はそれはちょっと議会でも通すことはできないと思っているんですが、今後の基本的な負担割合について、今から裁判とか始まれば別ですけど、いろんなものをクリアしながらも、基本的には、県が負担するというのは県民感情として許されないと思うんですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○高柳環境森林課長 平成7年に公社を立ち上

げたときは、県内の産業廃棄物を処理する施設として公共関与でつくってほしいということで、44市町村あるいは県内の各産業関係団体の長のから県のほうに要望がございまして、そういうことで公社を設立したわけです。途中で平成11年に一般廃棄物の処理もという形で変わってきております。広域化の整備を県のほうで進めていき、あるいは役職員も派遣してきたという経緯も一つは踏まえなきゃいけない。それともう一つ、今おっしゃいますように、一般廃棄物の処理施設というのは広域化されていますが、各地域にございますので、一般廃棄物の処理という点だけをとらえれば、その均衡というのは考えてしかるべきだというふうに基本的に思っております。

○野辺委員 スタートはわかるんです。しかし、そのときは県南、県北、例えば日南・串間も都城・西諸と一緒にやるということが、どういう理由かわかりませんが、それが崩れて、南那珂は南那珂の事務組合でやっているわけです。県北もそういう形だと思います。公社としてのスタートのいきさつはあったにしろ、私は、むしろ今後は、この管理運営については、すべて整理がついた時点において県は手を引いて、市町村の運営にゆだねるべきだと考えておるんですが、その辺についてのお考えを。

○高柳環境森林部長 県が手を引くという部分については、できた経緯をいろいろ主張される場所も当然ございますし、先ほど言いましたように、県が関与するとすれば、基本的には産業廃棄物の部分について、県の産業廃棄物という形で経緯も来ていますし、少ないんですが、そういう処理もしておりますので、エコクリーンの今後の業務のあり方、そことも関連をして

まいりますので、引くか引かないかというのは、あそこの機能をどういう形で持っていくかということと密接に関連いたしますので、そこを今後十分、県公社、関係市町村と協議をしていき、その結果に帰結するのではないかというふうに思っております。

○野辺委員 もう一点、今度の技術支援会議ですね、工事検査業務の支援となっておりますが、最終的には宮崎市とのかかわり合いはどうなるんでしょうか。

○大坪施設調査対策監 当然ながらこれは公社が発注している業務ですから、公社のほうで主体的に発注者としてしっかりと監督をしていくということになりますが、この問題はこれだけ重要な問題になっていきますし、県は廃棄物処理法上、技術的支援を行うというふうな規定もございます。したがって、県としましても、今回の工事が万全を期して進められるようにという趣旨で、施工監理ですとか検査に関する技術的支援をしっかりとやってサポートしていただくことで発足させたものでございます。

○野辺委員 最終的な完成検査はどこが行うわけですか。

○大坪施設調査対策監 それは、契約に基づいて発注者である公社が、公社の責任として行います。

○野辺委員 宮崎市がやったのは許認可だから、今回は完成検査に宮崎市はタッチしないということになるわけですか。

○大坪施設調査対策監 そこはちょっと研究してみますけれども、やはり施設の許認可権者ですから、当然かかわってくると思っております。

○坂口委員 さっきの説明資料の4ページ、今の野辺委員のにダブる部分もあるんですけど、

まず、工事の円滑な実施支援ですけど、1つには、今度は工事監理は常駐でやられるわけですね、重点じゃなくて。その中で、支援会議というものを立ち上げて公式な組織としてそこに介入していくわけでしょう。技術指導、支援。そうなったとき、今後問題が生じたとき、事後責任ですね、またあいまいになるんじゃないかというのが1つと、それだけの技術力、識見力が本当に行政にあるのかということです。こういった専門業者、オリコンあたりの持っているノウハウあるいは技術力。介入しないほうがむしろいいんじゃないかという気はするんですけど、そこらの判断はどうやられたんですか。

○大坪施設調査対策監 坂口委員おっしゃいましたように、施工監理は今回常駐で行われます。したがって、前回のようなことにならないように、公社としても万全を期してするというのでございます。ですから、当然ながら公社のほうの監督責任でもって工事が進められるということになりますので、それを補完する意味合いということで、県としてもできるだけサポートをしようということで、このようなことを設置したという状況でございます。

○坂口委員 それは精神論であって、具体論ですよ、技術とか工事、ハードの部分ですから。むしろまた後の責任を、何らかの提言をそこにやるわけでしょう、指導を。事後、万が一トラブルが起こったとき、またそこであいまいになりますよ。お金を払って、契約をして、物事を約束してやらせるわけですから、そこで初めて瑕疵がはっきりできるわけです。下手に口をきいていて、ことごとく見たけど、失礼けど技術的に対応できないですよ、民間のこういったコンサルには。後のことを考えるとむしろ僕は再考を促しますね。いいものをつくるために

も。どんなですか。

○寺川環境森林部次長 今の考えですと、もちろん発注は公社ですので、公社が責任を持って工事を行って検査もやるということでございますけれども、二度と失敗は許されないということ、それから、県がリーダーシップをとってやっていくということで、この会議がやるのは、技術的な助言とか、相談があった場合のそれへの対応ということで、課長だけがやるんじゃないで課に属する職員も事務局的な立場で参加しながら、県として助言とか相談に応じていくというふうな体制で考えております。したがって、一義的な責任はやはり公社にあるということだと思います。

○坂口委員 ということで前の工事は発注されているんです。けどこんなもめているんです。責任分担がびしっとされていなかったし、介入すべきところをしていなかった。それよりも何よりも、まず、そういった技術支援なり相談なりが上がってくるとは思いますか、コンサルタントからこの会議に。上げるようなコンサルタントとまた契約をやるんですか。

○寺川環境森林部次長 コンサルタントと相談というのもありますけれども、基本的には公社からの相談を受けて対応していくということが基本かだと思います。

○坂口委員 こんな会議に相談なんか持ちかけさせずに、コンサルタントにしっかり指導して契約内容を履行させることですよ、公社の一番今回とるべき態度は。また県に相談させて県の判断で公社がそれで指示を出すんです。県の責任がまた出てきますよ。そうと思いますが、どうですか、次長。

○寺川環境森林部次長 そこは責任ははっきりさせて行う必要があるというふうに考えており

ます。

○坂口委員 請負契約では、責任をはっきりさせたら介入できないんですよ。一切相手に任せなきゃ介入できないんです。妨害になるんです。相手が正しいことをやっているのに待ったかけたりしたら。それでもあえてやるんですか、次長。

○寺川環境森林部次長 法に触れるような介入はもちろん問題だと思いますけれども、そうでないような形で支援をしていくということになるかと思います。

○坂口委員 具体的にはどういうことがありますか。そうでないような形で、県が介入しなきゃならんようなしっかりしたものをつくるために前向きの介入。それだけの自信、だれがどういうときにどういうことを想定して当たるといふことを想定されているんですか、全庁ぐるみというなら。

○寺川環境森林部次長 例えば、検査が何回かあるかと思いますが、そういう公社の…

○坂口委員 待ってください、検査なんかはちゃんとその専門の担当があるんですよ。そこで下命されるんです。下命された人がしっかりそこで必要な書類を作成してやっていくんです。下命復命ですよ。報告。そんなことやるから責任があいまい。またあいまいにしようという意図があるんじゃないの、これ。違うんですか。

○寺川環境森林部次長 そういう意図はございません。

○坂口委員 なければ、再考する考えはないんですか。僕がこれだけ言っていることの意味がわからないんですか。部長はどうですか。本当にこれは必要だと思いますか。機能すると思いま

すか。そして、なぜこんな厳しいことを言うかということ、外部調査委員会の報告に県民は冷めていますよ。何だ、これはと。期待外れ。幾らかけて何をどういう条件つけてやったんですか。外部調査委員会に幾ら。その算定基礎は何ぼ。委託料ですね。そして、何をやりなさいと県は指示したんですか。それと同じようなことですよ、これ。

○高柳環境森林部長 外部調査委員会の委託費というのは、委員会は委員の報酬という形でお願いしておると思います。

○坂口委員 その結果、報酬といえども、委員の人たちでしょう、日当が払われるでしょう、招集したら。費用がかかっているんです。県民は、僕らも含めてだけど、がっかりしているんですよ、あの報告は。ここまでしか踏み込まないのかということ。委員会で指摘したことが整理されただけですよ。今までの議事録を見てもみらんですか。何も出てきていないです。だから、そういうことにコストをかけて、今回またコストをかけてやるわけでしょう。そんなことをする必要のないところのコンサルタントはいなかったのか。国内で一番いいコンサルタントを選んだというなら、そんな技術力なりが本当に県にあるのかということですよ。下手に介入すると、介入した分責任が出てくるということです。これをやめろと言うんじゃない。僕はやめたほうがいいと思うけど、再考するぐらいないと、次長のはあくまでも100%間違いないという今の説明ですよ、我々のやることは。本当にその自信、部長、ありますか。

○高柳環境森林部長 確かにこれは請負工事、外部調査委員会の中でも、施工監理はきちんとやるのが大事だということを言われていますし、委員おっしゃるように、同じ過ちを二

度繰り返すことは絶対してはいけないというふうに思っております。当然それなりのきちんとした業者ということで、オリエンタルという形で選ばれています。施工監理業者として、責任を持ってやらなければいけないことはきちんとやっていただくということは当然だと思いません。

○坂口委員 例えば施工監理は、今回の場合、常駐で出せば、コンサルタントは何分野の技術士を何人出す。常駐させる。RCCMを何人出させる。学識経験、どれを張りつけるというところで契約金額が決まってくるんです。そこにさらに県が入っていく余裕があるような契約になっているんですか。そうじゃないでしょう。万全を期してあるでしょう。下手に介入しないほうが僕はいいと思うから、これは再考を促しますよ。

なぜそんなことを言うかということ、甘いんですよ、例えば今度の工事費でも、後の費用負担を考えて裁判をやるんだと言うけど、裁判が出すべき結論のところ、こういうことだからあなたのところが何千何百幾らですよと、県と市町村と公社と業者とに請求できるのかどうか。仮にそこまで裁判が決着つけたら、今回もまたJVと契約されているけど、ここをやったJV企業体に請求しようとしたら、JVの中で既に倒産している企業があるんですよ、当初の工事をやったところで。JVには県は指導基準をつくって出資比率を義務づけているんです。利益の配分を。ということはリスク配分も義務づけているんです。飛んでしまった会社にだれが求めるのか。その分空間ができるんですよ、裁判でこんなもの決着つけても。つきもしないと思うけど。そしてまた今回JVで組むんです。だから、教訓を生かしていないんです。甘いんで

すよ、県の考えは。

耐震補強部分と補修部分、今度の工事も、補修部分については責任に伴って負担していくんです。耐震補強は別な工事ですと分類したと言われるけど、こういう分類をしましたということは今関係者に了解をとっておかないと。これは工事部門ならわかると思うんですけど、補修工事だけをやる設計を上げる。1億設計料がかかったとするでしょう。補強工事だけをやる工事をやる。1億かかったとするでしょう。1億と1億、2億かかるケース。補修と補強を含めた工事をやる。省略できる部分はないとして同じことをやるとして、それを同時にやるとしたら、2億のはずが1億9,000万、1億8,000万に設計額はなるんです。だから、諸経費の案分から何からやってやっておかないと、後またもめますよ、これ。だから、甘いんです。専門家に相談すべきですよ、そういう内容を。本当にこれでいいのか。こういう分け方をしたけど、市町村はこれで納得するなど。でないと、またもめますよ。経費は合算経費になるということですよ。

だから、コンサルに介入する必要があるんだったら、そのコンサルとの契約はよすべきですよ、それに対応できるようなコンサルだったら、県はむしろ介入しないこと、そして履行させることに徹すべきだと僕は思うんです。しかもこれだけのメンバーが会議組んだら、また1回で何十万の経費が出ていきますよ。その間の業務はそこで滞りますよ。通常やっているのは。これはぜひ再考を促したいということ。あんまり言いたくないけど。

そして、今のJVも含めて、今後瑕疵責任をそこに伴うことにすれば、今回の三者JVがその間生き残る担保をすることとか、その間廃業

でもしていったらその人が責任持つべき担保はだれがするのか、瑕疵責任をだれがとるのか、JVの中の。そんなことまでやっておかないと、教訓を生かすためにはそこらが必要と思うんです。

そして、次、告発に移りますけど、田中理事長個人の告発がありますね。この前の警察本部長と部長なり知事のやりとりを見ていると、今後かなり証拠を固めたところまで作業を進めてからじゃないと受理しないのかなという気がしますけど、田中理事長個人の立場で証言なり証拠書類の提出をしようとしたとき、公務員が公務に関して知り得た秘密というものの限界があると思うんです。これが成立する見通しを持っておられるかどうか、一つ、まずお伺いをしたい。

○大坪施設調査対策監 田中理事長の刑事告発については、今の段階で受理されているという話は聞いておりません。公社としましては、先ほど申しましたように、理事会で告訴するということが決定をされまして、本日、第1回目の弁護士を交えた公社と県警との協議がされるというふうに伺っております。

○坂口委員 それに伴って県もまた別な法的手続をとると。2つ今後進むわけですね、作業が。どちらかなんですけど、県ですから、県に考え方とか整理の仕方を聞きたいんですけど、今のようないい加減なことでは受理することすらちょっと無理だよというトーンに聞こえたんですよ、警察本部長の答弁は。もうちょっと特定して絞り込めということなんですけど、そんな中で、いろんな書類なり証拠品がなくなっているというけど、今、長友委員も聞かれましたけど、工事の流れを見たときと現地を見たときに、まず、公社が発注したときのルールという

のがあると思うんです。入札をしますとか、設計の基準は何になっていますとか、負担するのはだれとだれとだれがどういう負担をしますと。今、野辺委員の県の出資も含めて。それは最終的に、入札とか契約に係る部分ですけど、どこに乗っかってそれを準用してやられたのか。具体的には、例えば県は契約約款に乗っかって契約事を進めますね、県の財務規則なり契約約款。これはどうなっているんですか、公社の場合。

○高柳環境森林部長 工事につきましては、宮崎県の工事請負契約約款と同じもので公社はやっているというふうに聞いております。

○坂口委員 そうなると、契約約款の運用基準の16というところでは、業者は請け負ったら責任持って設計内容を履行していく。工期以内に完成届を出すとなっています。工期以内に完成届を出すのは、業者自身が完成したことを確認して、設計書どおりのものができたということで発注者にまず書類を出していく。これは運用基準の16です。これは間違いないですね。それにのっとったと。ということは、完成しましたという書類が届かなきゃその作業はそこで停滞するわけです。だから、完成届書類は必ずつくられているわけです。業者の判断で出すわけです。出せということは言えないんですね。それを受ける。受けたとしたら、受け取った側は、今度は契約約款の31ですけど、受理した日から14日以内に工事検査をやらなければいけない。だから、受け取った、決裁が上がっていく。下命が下るわけですよ、だれが検査に行きなさいという理事長下命が。これも人が動いたということは、下命がなければ人は動けないわけですね、組織ですから。だから、下命はちゃんとなされているし、受理されて14日以内にそ

の書類はつくられているわけです。指名された担当者は行って所定の検査をやる。検査報告書を上げる。復命するですよ。そして、完成合格した場合は、合格していましたということをもたまたま報告する。していない場合は業者に適切な指導をやらなきゃだめなわけです。工期以内に完成させなきゃだめということです。ここまでは31条間違いないですね。それをやる。じゃ、完成して立派なものができて合格しましたと上がってくる。今度は財政方が40日以内に受け取ってお金を払わなきゃならない。これは32条です。

だから、ことごとく書類ができて決裁ができていなきゃ事は進んでいないんです。ないということはおかしいですよ。つくられたことは間違いないんですから。そうしたら、外部調査委員会だって、つくった人はだれだったというのは当時の組織を見ればわかるじゃないですか。そこにも確認とっていないわけでしょう。つくったかつくっていないかわからない。なくしたかなかったのかわからないという報告ということは、その確認も外部調査はやっていないから、今度は逆に、先ほどのように日当の範囲内で会議開いてくださいよじゃなくて、やっぱり条件を出して、こういうことをやってくれと、僕は県もやるべきだった。ここでも認識が甘かったと思うんです。外部調査委員会に委託していくときの。通常の会議の中でやってくれというんじゃない。だから、こうなったけど、これは済んだことで、その認識の甘いのが今の介入ですよ。中途半端な介入をしないことです。責任を100%持たせる。そして理論的に詰めさせていくですよ、数字をして。県は、県の請負工事約款に基づいてそれを準用してこの工事をやらせているんだ。だから、工期以内に完成

届が出ているはずだと。出ていなくてやったということは、そこでは今度は工事をした側の法的責任が出てくるんです。出していないのを工事をやるというのはそこでもう違法ですから。完成していないものを出したということは、業者の違法性が出てくる。完成していなくてもいいから出せよと言ったんだったら、発注者側の責任が出てくる。

そして、そこで、これまでのいろんな報道なりを見ると、だれだったかな、副理事長あたりだったかな。あそこで水が漏れるのはわかっていたと。しかしながら、市町村から物すごくせがまれていたと。急げ、急げ、急げと。早くやってくれと。間に合わせろよと言ってきて。市町村は公社の構成メンバーで理事でもあるけれども、使用者側、第三者の受益者でもあるわけです。受益者が急げ、急げ、急げと言った。発注者の責任はあったけど、第三者の便宜を図ったということじゃないですか。当事者じゃないじゃないですか、利用する人は。だから、こういうのを理論的に詰めなきゃだめということ、僕は警察本部長は怒ったと思うんですよ。ましてバラエティー番組なんかであれをお笑いものにしたんじゃない、それは警察はたまったものじゃないですよ。自分の進退かけて取り組む作業ですから、この告発に伴う捜査というのは。だから、もうちょっと県はふんどし締めてかかれよ、甘いぞという認識、僕は警鐘を鳴らしてくれたんだと思うんです。そこらはどう思われますか。可能性ないですか、もう少し県の手元で、県が持っているルールに従って特定する方法はないですか。

○高柳環境森林部長 全般的には申し上げられませんが、今、坂口委員からお話のありました工事請負契約約款に基づく手続について、例え

ば、管理型最終処分場については完成届け出は出されております。検査日もされて調書もあるんですが、ただ、工事目的物の引渡申出書については、最終処分場の工事においては書類上その分が抜けております。また、1工区、2工区ですが、1工区については同じく引渡申出書が確認できていません。ただ、2工区については目的物引渡書そのものはありますが、申出日の記載がされておられません。そういうことで、書類についてはすべて確認させていただいております。

それと、そういう書類は通常つくるはずだけれども、つくったんですか、つくらないんですかというのも、外部調査委員会の事実聴取の中で聞いておりますが、明確につくったとかつくっていないという回答がないものですから、わからない部分というのが全般的にそういうふうでございます。

○坂口委員 そうなると、見かけ上だけでいけば、業者は、完成していないのにその書類を上げたということになるじゃないですか。完成届というのは完全に履行しなきゃだめですもの。業者は、できもしないものをできましたよといって完成届を出してしまった。契約約款の運用基準の第16に違反していましたと。それから引渡申出書がないということは、引渡申出もないのに、だまされて検査してしまって、それを見つけずに合格させてしまって、引き受けの申し出もないうちに、会計方は40日以内という判断を誤って、31条ですよ、その理解もできないままに金を払ってしまったという2つ見えるじゃないですか。

○高柳環境森林部長 今おっしゃいましたように、今後、工事請負契約約款に基づいて一つ一つ詰めて、それを踏まえて、契約に基づく損害

賠償を弁護士と民事裁判でやっていかないと、請求する過程ではそういうことが必要になりますので、弁護士とそういう形で民事裁判を進めていくものと理解しております。

○坂口委員 民事はそうですね。でも、最終的に民事で決着はつかないと思うんです。それともう一つ、今まで県が言ってきた説明というのは、刑事のほうも、自治法なり何なりすべてに厳しくやっていきますよということです。それで、これを今のような、あつたはずだ、だからあんたが悪い、受け取りを出したあんたが悪いじゃ、同じことの繰り返しです。民事では決着つかないと思うんです。だから、そのところをどうやっていくかということと、入り口で99.9%こういうはずだということで最後まで行こうとしたら、膨大な日にちがかかってしまいますよ。だから、99.999なら、それは我々プロに任せてくださいというのが警察本部です。全部は要らないです。入り口ですよ。

○高柳環境森林部長 すべて事実関係が特定できて犯人がわかれば、それにこしたことはないと思うんです。ただ、外部調査委員会というのはあくまでも任意の聴取ですし、事実に基づいたことしか言えません。いろいろ聞くにしても、捜査権なりそういうのがあるわけではございませんので、そこにはおのずと限界が、確かに不十分だという御意見もいろいろ聞きますが、私たちは、この問題については一生懸命やっていただいたというふうに理解いたしております。いろいろ評価はございます。ただ、告発につきましても、県が行政だけで判断してやったということではございませんで、きのうも本会議での質問にお答えしましたように、もちろん市町村長さんからも、事実を明確にしてくださいとか、あるいは地元の住民の方から、事実

関係をはっきりさせろという御意見もあり、そして弁護士にも相談をしまして、その上で知事が判断をされたものであります。それで、私たちも専門ではございませんが、行政として告発についてのいろんな調べもしますし、いろんな部署もございます。ただ、一般的には告発というのは捜査の端緒にとどまると。あるいは被告発人の特定についても被疑者を特定する必要はないものとされており、この場合には被疑者不詳として告発することになるとか、私どもも専門家でございませんけど、いろんな本とか、専門家にお聞きして、その上で判断をいたしております。ただ、本部長さんはああいう答弁をされましたし、そういう実務的な部分については私ども承知していない部分があったので、警察に告発ということになれば、そういった手順については県警本部の御指導もいただきながら、今後、専門家を交えて進めていきたいというふうに思っております。

○坂口委員 そこだと思うんです。被疑者を特定できないまでも、起こったことは特定できます。そのときにその担当だった人。業者なら支店長ですね、支店長名で完成届を出しているけれども、この場合は自主申告だから、完成検査は。指導されて出す、請求されてじゃない、自主申告だから、自主申告をした時点で完成していなかった、完成検査届が提出されておるということは、運用基準の第16に違反した行為がなされたということをやれまして、これはやれますよ。

それから、作成されたかされなかわからないけど、支出されているのになんかということとか、日付が抜けているものについてはこういった行為ということをしなごら絞込みますよ。特定できなくてもいいわけですから、履行しなかった、だから、どちらかに欺いた責任がある

ということで、特定しなくても絞れますね。そこだと思っんです。

外部調査委員会を評価していると言われたけど、外部調査委員会は弁護士も入っているわけでしょう。そして、県は法的に解決しなさいという提言をしているわけですよ。例えば、完成工事の届け出も出ていないのに検査をやっている。完成していないものに完成工事検査を出したと。ここには県の約款をあざむいた、背任してしまった可能性が著しく高い。あるいはそういった書類がないのに会計からこれだけの大金が支出されている。これらは大いに問題であるというぐらひはそこに指摘すべきだと思っんです。そして、後、こういう方法をやりなさい、我々の限界はここまですと。そういうものは出てこないんです。委員会で言ったようなことが出てくるだけで。

補強工事にしても設計比較までやっているけど、一方では、本当にプレキャストでもつのかと、耐震に。それとか、シールドでとめているけれども、土質調査については余り詳しい結果は出てこない。今回、深礎ぐいを掘っていくときあるいは矢板を打ち込むとき、何が起こるかわからんですよ。そのとき、パイプラインは本当に滑動しないのか。滑動したらすぽんと抜けちゃうんです。そういうところに触れずに、これが完璧な方法だということ認めて、そんな設計分野まで、一方のほうでは入っていますね、こんな難しい領域に入っていて、これがいいからこれを勧めますなんて言いながら、一方の専門の法律の分野じゃそうでしょう。だから僕らは軽いと言っただけで、ただ、部長が、あれは立派な報告をしてくれたと。それは見解の違いだからそれをここで議論する気はないけれども、僕らから見ると、そういうことをし

て、県民の大方がそう感じていますよということです。とりとめなく何やかや言ってしまったけれども、僕は県の認識はまだまだ甘いと思っています。何かコメントがあれば部長に。

○高柳環境森林部長 とにかく地元の廃棄物処理施設の安全・安心というのを第一に考えてやっていかないと、今後の廃棄物行政というのは非常に不信感を持たれますので、そういう意味では、今回の取り組みというのは非常に重要な、大変な事業だと思っています。そういう意味でも、いろんな方の御意見もお聞きして、改善すべきところは改善して、本来のちゃんとしたものになるようにしていく責任があると思っています。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○外山委員 ちょっと確認をしたいんですが、皆さん方もお読みになったと思うんですが、2月28日の宮日新聞に、環境整備公社に関する記事で、「発覚をおそれ迂回発注か」と。かということは断定はしていないんですが、ちょっとポイントだけを読みますと、環境整備公社が当時、施設の業務を請け負うひむかエコサービスという会社から迂回して、そこから仮設調整池の設置事業を約1億円で発注したと。そして、それは一般競争入札ではなくて随契であったというようなことで、当時の理事長は、問題発覚を隠ぺいする思惑があったことを明かしておると。簡単に言うとそういう記事なんですが、これに関しては、このとおりなんですか、それとも何か違うところがあるんでしょうか。

○大坪施設調査対策監 私どもも新聞報道を読みまして確認をしました。既にこのような形でSPCに委託をしてその仮設工事がされたということは、昨年5月のこの県議会の常任委員会の場で理事長も説明をされていますし、外部調

査委員会の報告書のほうにも、D区画に仮設の調整池を設置したというふうな経緯は載っています。したがって、事実関係そのものは既に明らかになっていたことだろうと理解しておりますが、ただ、一方で、こういう問題が発生しているということを隠ぺいするために行われたのかどうかということまでは、そのときの状況を調べてみないと何とも言えないのかなというふうに考えております。ただ、田中理事長が新聞のコメントの中で、責任を回避し、隠ぺいしたととられても仕方ない。公社事務局のあり方を変えなければいけないと話したというふうにされていまして、それは事実そのように説明をしたというふうに聞いております。以上であります。

○外山委員 このSPCというところを通じて迂回して事業を発注したということは、別に問題はないんですか。至極当たり前、別に問題ないというふうな見解なんですか。

○大坪施設調査対策監 それが補修工事ということになれば、公社の規則の中で、1億円の事業ということになりますと当然入札ということになるんでしょうから、そこをどう判断するかということなんでしょうけれども、その当時の理事会では、SPCに業務委託費の増額変更という形で説明されて、SPCのほうから仮設の改装工事をするということでの発注がされているようでありまして、一応理事会ではそのようなことで承認が得られているということでありまして。

○外山委員 こういう形のものも私も今ここで初めて知ったんですが、今の説明の中で、県としては、こういう発注の仕方はあってもいいというふうに今とられておられるんですか。それとも、ちょっとおかしいと。直接公社が発注す

ればいいのに、そこで迂回をどうしてしたかというところまでは県のほうは調査をされなかったんですか。

○大坪施設調査対策監 その是非に関しての調査はやっておりません。

○外山委員 隠ぺいしたいからこういうことをやったということを当時の理事長が言っておられるというふうな記事になっているんです。これは事実ですか。その辺のところは当時の理事長にも聞かれたと思うんです。

○大坪施設調査対策監 その当時の理事長には確認はいたしておりません。

○外山委員 それじゃ、この件はこっちに置いておきまして、迂回にしろ、公社の発注、1億円で随契をしたということについてはどんなふうに思っておられるんですか。

○大坪施設調査対策監 公社の理事会でSPCへの業務委託費の増額変更という説明がされているということですので、公社としてはそんなふうな判断をして決定されたんだと思っておりますが、県としてのその判断といいますか、その事実がどうだったのかという調査まではまだやっていませんので、それが是だったのか非だったのかということは、この場ではちょっと判断できません。

○外山委員 それはいろんなテクニックで維持管理費の総額契約、しかし実際工事はやっておるわけですね。ですから、この記事を読む限りにおいては、県がやっておる方向とはちょっと違うことをやったなど。しかも、当時の理事長が言っておられるように、隠ぺいととられても仕方ない。県のほうはその確認もしていないということは、やっぱり当事者としての責任を投げておるといふか、さっき坂口委員も言っておられたように、今度のこの負担割合にして

も、裁判の結果を見て決めたいということは、あなた任せなんですよ。やっぱり当事者として県がぎりぎりまで、書類がなければ何でなくなった、なくなった責任はだれかというところまで突き詰めていけば、責任の所在は当然出てきますね。ですから、私は、前回の委員会で、県の責任はどこですかと、県の責任はあるのかわからないのか、そのことを聞きました。次の委員会までに県が責任があるのかわからないのかを含めた答弁をお願いしておるんですが、県の責任がどこにあるということはまだ今のところ公式に聞いておりません。ですから、今度のこの負担割合にしても、裁判がいつ行われるか、結果がいつ出るかわからない中で、そういうところに丸投げなんていうのは、これは行政として非常におかしいと思うんです。ですから、やっぱり県がもうちょっと責任者としての自覚を持って責任を明確にしていく。県の責任はここだ、市町村と当時の職員の責任はどこまでだということをとことんまでやって、その中で、県がこういうふうに考えるから負担をこういうふうにしてほしいと。そういうことじゃないと、県は全く逃げて丸投げというふうに市町村からとられても仕方ないと思うんです。部長、どうですか。

○高柳環境森林部長 この問題につきましては、これが表面化しまして、当時の状況というのは、公社の隠ぺい、指導してかかわってきた県、行政に対する信頼感というのは、もうなくなっていたんですね。それで、これはやっぱり専門的に客観的に調査をしてもらわないと、公社がやったあるいは県がやったという調査については、信頼がないような状態の中で、これをどう進めるかということで、この委員会でもいろんな御意見、あるいは議会のほうからもいただきながら、専門的、客観的に調査をすべきだ

ということを踏まえて、立ち上げて、それぞれの立場での調査をずっとやってきたわけです。それで、市町村のほうから、県が丸投げをしているとかそういった意味の批判というのは、私は受けておりません。警察のほうではそういう言い方をされておりますが、ただ、この事実関係というのは、突き詰めて聞いても、記憶がないとか、そうだと思いますとか、よくわかりませんと、事実聴取というのはかなりそういう部分がございます、もちろん証言の合わないところとかそういう形である程度の部分はできるんでしょうけれども、ただ、これはあくまでも任意で、事実に基づいた調査でございますので、そこにはおのずから限界があるし、その信ぴょう性というのはよくわからないものですから、そして、特定の部分についてだけ問題が起こっているという話ではなくて、最初の設計から施工から、あるいは検査から支払いから、いろんな部分で、通常では理解できないような事象というのがいろいろ出てきているものですから、もちろん私たちも外部調査委員会を立ち上げる前に当時の職員にいろいろ聞きました。しかし、これは数年前のことだということなんです、よくわからない、覚えていないというような回答がかなりございまして、そういった中でこれをどういうふうに明確化するかということで、外部調査委員会で作っていただいた。事務局は私どもで、いろんな資料については全部調査して、それを外部委員会のほうに事実として上げて、その中でいろいろ質問なり検証をしていただいたということでございます。

確かに、行政処分というのは任命権者がやることですので、これについての調査を今後さらにやっていくことは当然でございます。やらないということではございません。ただ、県で

も、何万、何十万といういろんな工事をやってきているんですね、土木でも農政でも、公共工事というのは。これだけ大きい工事はないにしても。こういったことが何で起こるんですかというのが正直、皆さんわからないんです。あるいは検査員の方についても、土木の技術者に、あなたはこういった場合に、急ぐから何だからと理由はいろいろあるのかもしれませんが、検査員として、物が不完全な状態で合格させるということが出来るんですかと。いや、そんなこと、とても恐ろしくてできませんと。いろいろ調べました。私ども、昨年の閉会中の常任委員会で、数回御迷惑をおかけしましたけど、その中でいろいろ当時の人に聞きましたけど、事実関係をはっきりすることができない。そして、客観的に個々の事実解明をするには、その当時でも、即告発すべきだという意見もありました。しかし、それは幾らなんでも、ある程度調査をしていかにやいかん。その調査の中では、行政も公社も不信感を持たれるという状態の中で、客観的、専門的に外部調査委員会で作るべきだということに至ったところでございます。

確かに、先ほど坂口委員からもいろいろありましたように、市町村からもうちちょっと究明できないのかという意見もございました。しかし、今、大方一致している意見は、さらに原因究明をして責任を明らかにしないと、市町村は議会、対県民に対して説明ができないから、そこについては徹底してやってほしいということで、もちろん行政も、今後、行政処分というのがありますので、引き続きそのところは詰めていきますけど、犯罪の疑いが払拭できないという知事の最終的に御判断があったわけですから、時効の問題というのも当然でございますので、並

行してそういった事実を明らかにすることについては、行政は何もやらないということではございませんで、いろいろ御意見もございまして、引き続きやっていかなきゃいかんというふうに思っております。

○外山委員 当事者能力がないから、外部調査委員会に責任の所在まで明確にしてほしいということもあって多分調査をお願いされましたね。しかし、現実としては責任の所在までは踏み込んでいない。本会議の議論を聞いておりましたが、県警本部長は、警察に告訴をする前にもう少し内部で事務的に詰められないんでしょうかという話もされましたね。私もそう思うんです。今、部長が、検査をする人間が本当にできなかったのか、書類がない、そういうことをずっと言われた。それを突き詰めていけば、そこに責任の所在が出てきますね。責任者というのが嫌だから腰を引かれたというか、そんな感じもするんですよ。だから、刑事事件にしないという以前の問題。刑事事件になるかどうかというのはその後でいいわけですから、その以前の事務的な積み上げの中で、どこに過失があったのか、何がミスったのか、だれが責任持って決裁書類を決裁しなかったのか、それとも決裁書類が上がらなかったのか、そういうことを本気で、自分たちが本当に責任を明確にするということであれば、もっと私は詰められたと思うんです。

今、私が聞きましたね、迂回融資という言い方でしたが、これについても当時の理事長には全然聞いていないということは、全くそこに入ろうという意思を感じられないんですよ。あとは要望にとどめますが、いま一度県として責任の所在を明確にすると、そういう気持ちを持って調査をぜひしてもらいたいと思います。この

ことは要望で結構です。

○宮原委員長 要望ということですので、よろしくお願ひします。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ないようであります。そのほかで何かございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 何もないようでありますから、以上をもちまして環境森林部を終了いたします。執行部の皆様、御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 22 分 休憩

午後 2 時 29 分 再開

○宮原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました平成 20 年度補正予算関連議案等の説明を求めます。なお、委員の質疑はあしたということでよろしくお願ひします。

○後藤農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、お礼を申し上げます。2 月に開催いたしました農産園芸特産物総合表彰式、宮崎家畜保健衛生所検査棟調査、さらには、県立農大校卒業式等につきまして、県議会におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございました。

それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料を 1 枚お開きいただきまして、右側の説明項目をごらんいただきたいと思ひます。本日、農政水産部からは、議会提出議案 5 件、委員会報告事項 1 件を予定しております。なお、このほかに急遽

ではございますが、別資料で1枚、鳥インフルエンザ関係の情報につきまして御説明申し上げたいと考えております。

まず、資料を1枚お開きいただきまして、1ページをごらんいただきたいと思っております。平成20年度補正予算についてであります。

まず、(1)の平成20年度歳出予算課別集計表につきましては、その上に1から4まで書いてございます、議案第42号の平成20年度一般会計補正予算、議案第50号の平成20年度農業改良資金特別会計補正予算、議案第51号の平成20年度沿岸漁業改善資金特別会計補正予算、議案第63号の平成20年度一般会計補正予算について一括掲載いたしております。なお、議案第63号につきましては、御案内のとおり、国の経済・雇用緊急対策に関連いたしました第2次補正予算に伴う予算として追加で予定いたしております。

まず、42号の一般会計補正予算につきましては、2月補正額の一般会計の合計の欄にありますように、61億1,337万8,000円の減額補正をお願いいたしております。これは昨年と比べて台風災害等が少なかったことによりまして、災害復旧事業が26億8,000万円と大きく減額になったことや、燃油、配合飼料及び鉄骨等資材の価格高騰によりまして、生産者がハウスや畜舎の整備を次年度以降に見合わせたことによる強い産地づくり対策整備事業等での減額が主な要因になっております。

また、議案第50号、51号の特別会計補正予算につきましては、下から2段目、7,666万9,000円の減額補正をお願いしております。

次に、議案63号の一般会計の追加補正予算についてでございますが、表の中ほどの列、2月追加補正額の合計の欄にありますとおり、農村

整備課、漁港漁場整備課の2課で1,772万9,000円の増額補正をお願いいたしております。

この結果、2月補正額と2月追加補正額を合わせました補正後の一般会計予算額は、368億9,798万9,000円、特別会計予算額が4億6,901万5,000円となりまして、農政水産部全体の補正後の予算額は、373億6,700万4,000円という状況になってございます。

次の資料の2ページをごらんいただきたいと存じます。平成20年度の繰越明許費についてであります。

まず、上の表、(2)平成20年度繰越明許費補正一覧表についてであります。農政水産部合計では14の事業、50カ所におきまして、今回14億8,130万4,000円の繰り越しをお願いしております。これらは、繰越理由に記載しておりますとおり、事業主体において事業が繰り越しになること、関係機関との調整に日時を要したことなどの理由によりまして、翌年度への繰り越しを余儀なくされたものであります。

次に、下の表、(3)平成20年度繰越明許費補正一覧表につきましては、2つの事業、2カ所におきまして、今回1,772万9,000円の繰り越しをお願いしております。これらは、繰越理由に記載しておりますとおり、国の補正予算の関係によりまして、事業主体において事業が繰り越しとなることによるものであります。繰越事業の執行につきましては、関係機関との連携を図りながら早期の完成に努めてまいりたいと考えております。

次に、資料の3ページをごらんいただきたいと思っております。議案第54号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」であります。改正理由の欄にございますとおり、日南市、北郷町、南郷町の合併に伴いまして、行政機関の所

管区域及び管轄区域を変更するものであります。以上が提出議案であります。

次に、7ページをごらんいただきたいと思っております。委員会報告事項の農政水産部における緊急雇用対策への取り組み状況についてでございます。さきの臨時県議会において承認をいただきましたみやざき農業チャレンジ支援事業等について、これまで、関係機関と一体的に農水産業分野における雇用創出に努めてきたところでございます。本日は、その取り組み状況について御説明させていただきます。

これらの議案及び報告事項の詳細につきましては、この後、関係課長から御説明申し上げます。

私からは以上です。よろしくお願いたします。

○岡崎農政企画課長 農政企画課でございます。平成20年度2月補正について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックス、農政企画課のところをおあげいただきたいと存じます。251ページをお願いいたします。

農政企画課の2月補正額は、一般会計のみで、1億3,123万9,000円の減額補正をお願いしております。この結果、2月補正後の予算額は24億3,211万2,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

めくっていただきまして253ページをお願いいたします。上段の（事項）職員費でございますが、1億1,298万4,000円の減額となっております。減額の主な理由といたしましては、出先機関の総務事務一元化等の組織改正に伴う配置がえなどによるものでございます。なお、各課の職員費に係る減額補正につきましても、おお

むね同様の理由によるものでありまして、各課の説明は省略させていただきます。

次に、中段の（事項）農業情報技術対策費でございますが、702万8,000円の減額補正となっております。この主な理由といたしましては、3の産学官連携による宮崎県農水産試験研究機能発揮促進事業において、効率的な事業実施に努めたことに伴う事務費の執行残による減額補正であります。

次に、254ページをお願いいたします。中段の（事項）総合農業試験場管理費でございますが、489万5,000円の減額補正となっております。これは総合農業試験場の維持管理に係る費用の執行残による減額補正でございます。

続きまして、宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。提出議案の第54号になりますけれども、内容につきましては、お配りしております環境農林水産常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料の3ページをお開きください。

まず、改正の理由でございますが、平成21年3月30日の日南市、北郷町及び南郷町の合併に伴い、当該機関の所管区域及び管轄区域が変更になることから、条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容は、第7条の南那珂農林振興局の所管区域に係る規定中、「南那珂郡」を削除し、同様に、第9条関係の宮崎家畜保健衛生所の管轄区域に係る規定中、「南那珂郡」を削除することといたしております。

施行期日は、合併期日であります平成21年3月30日でございます。

農政企画課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○上杉地域農業推進課長 続きまして、地域農業推進課より御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の257ページをお開きください。

地域農業推進課の2月補正額は、一般会計で3億4,229万5,000円の減額、特別会計で422万7,000円の減額、合わせまして3億4,652万2,000円の減額補正をお願いしているところでございます。この結果、2月補正後の予算額は、32億3,201万3,000円となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

259ページをお開きください。まず、中ほどの(事項)農業会議・農業委員会費546万4,000円の減額についてであります。これは主に、農業会議委員手当及び市町村農業委員会への交付金について、国の補助決定等に伴い、減額をするものであります。

次に、(事項)青年農業者育成確保総合対策事業費1,745万8,000円の減額についてであります。これは主に、就農支援資金の貸し付け減等に伴い、特別会計への繰出金が不要となったことによるものであります。

続きまして、260ページをお開きください。(事項)中山間地域活性化推進費961万5,000円の減額についてであります。これは主に、中山間地域等直接支払制度推進事業において対象農用地面積が確定したことに伴い、直接支払交付金を減額するものであります。

次に、中ほどの(事項)農業経営構造対策事業費1億5,967万7,000円の減額についてであります。これは事業主体が、販売予定先の倒産を受け、計画見直しを行ったことによる事業の取り下げや、入札執行残に伴い減額をするものであります。

次に、下段の(事項)農業大学校費1,376万3,000円の減額については、主に農業大学校における警備、清掃等の庁舎管理委託料等の入札執行残に伴う減額によるものであります。

次に、261ページをごらんください。(事項)構造政策推進対策費1億363万6,000円の減額についてであります。これは主に、みやぎフロンティア農地再生事業における耕作放棄地の再生整備支援について、県を通さない予算で国が全額を負担する国の第1次補正事業に振りかえたことにより、減額するものであります。

次に、262ページをお開きください。農業改良資金特別会計、(事項)就農支援資金対策費422万7,000円の減額についてであります。これは、新規就農者が新たに農業経営を開始するために必要な資金を無利子で貸し付けるものでありますが、貸付額が計画を下回ったことに伴い、減額するものであります。

地域農業推進課は以上でございます。よろしく御願いいたします。

○吉田営農支援課長 営農支援課でございます。

引き続き、263ページをお開きください。営農支援課の2月の補正額は、一般会計分で1億9,907万8,000円の減額、農業改良資金特別会計で8,660万8,000円の減額、合計2億8,568万6,000円の減額をお願いしております。したがって、2月補正後の最終予算額は24億5,496万3,000円となります。

それでは、主な内容について御説明申し上げます。

266ページをお願いいたします。一番上の(事項)農業改良資金対策費2,958万4,000円の減額についてであります。これは貸付金の減に伴い、特別会計への繰り出しが不要となったこ

とによるものでございます。

次に、（事項）農業金融対策費5,744万3,000円の減額についてであります。これは、農業近代化資金などの各制度資金に係る利子補給額や貸付額が確定したこと等によるものでございます。

次に、268ページをお開きください。農業改良資金特別会計の（事項）農業改良資金対策費8,660万8,000円の減額についてでございます。主な理由は、貸付金の1億3,000万円の減等によるものでございます。

これ以外の事業につきましては、いずれも執行残及び国庫補助決定等による補正減でございます。

営農支援課は以上でございます。

○串間農産園芸課長 農産園芸課でございます。

引き続き、269ページをお開きください。農産園芸課の2月補正額は、10億1,082万5,000円の減額補正をお願いしております。その結果、2月補正後の予算額は14億6,808万2,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

271ページをお開きください。最初に、中ほどの（事項）強い産地づくり対策事業費についてであります。それぞれ各作物ごとに事業がありますが、この事業は、国の強い農業づくり交付金により、農産物の生産性の向上を図るため、野菜、花卉及び果樹に係る低コスト耐候性ハウスや集出荷貯蔵施設、茶の防霜ファンや複合管理機等の条件整備を行う事業であります。事業の執行に当たり、重油価格やハウス資材の高騰を背景に、事業主体である営農集団によるハウス導入の見送り、あるいは団体等事業主体

が計画の再検討を行ったことによる事業の見送り、また、入札に伴って執行残が発生したこと等により、合計で7億4,777万9,000円の減額となったものであります。

続きまして、その下の（事項）活動火山周辺地域防災営農対策事業費1,775万8,000円の減額についてであります。この事業は、桜島の降灰による農作物への被害を防止するため、防災営農施設の整備を行う事業であります。事業主体の入札に伴う執行残により減額をお願いするものであります。

続きまして、一番下の（事項）元気みやざき園芸産地確立事業費についてであります。次のページをごらんください。1の産地構造改革促進事業については、県単独事業として野菜の品質向上等を図るための機能強化型のハウスの整備、あるいは重油価格高騰対策として導入される省エネルギー施設等の整備を行う事業で、5,604万7,000円の減額、2の個性あふれる産地育成支援事業につきましては、高付加価値化、効率化を図るための機械施設等の導入を支援する事業で、231万7,000円の減額で、事業主体の国等の事業活用によるものや、入札に伴う執行残によるもので、3の推進事務費の減額とあわせまして5,873万5,000円の減額をお願いするものであります。

最後に、中ほどにあります（事項）青果物価格安定対策事業費の1億7,008万6,000円の減額についてであります。この事業は、野菜価格の低落時に生産者に対し価格差補給金を交付し、農家経営の安定等を図るものであります。野菜価格が比較的高値で推移したこと等から、補給金の交付が少なく、減額となったものでございます。

農産園芸課は以上でございます。

○押川畜産課長 畜産課でございます。

引き続き、275ページをお開きいただきたいと思います。畜産課の2月補正額は、5億6,614万6,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は38億5,607万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

277ページをお開きいただきたいと思います。一番下の（事項）畜産経営環境保全事業費の1億1,015万3,000円の減額についてであります。主な減額理由は、1の耕畜連携による資源循環型農業確立事業において、ふん尿処理施設や機械等の整備を予定しておりました事業計画者が、燃油高騰や飼料価格高騰、こういったものの厳しい農業情勢から、事業実施時期や事業規模などの見直しを行ったことによるものでございます。

次に、278ページをお開きいただきたいと思います。中ほどの（事項）畜産団地整備育成事業費の2億107万7,000円の減額についてであります。1の肉用牛振興施設整備事業におきまして、4件の業者等の整備を行う予定でございましたけれども、ほかの事業での実施、それから厳しい農業情勢の中、事業実施時期等の見直し、こういったものによりまして国庫補助決定がなされており、それに伴う減額補正でございます。

次に、279ページをごらんいただきたいと思います。上から2つ目の（事項）養豚振興対策費の6,109万5,000円の減額についてであります。2の肉豚生産効率化施設整備事業において、繁殖から肥育までの一貫施設から、肥育施設のみに事業内容を変更したことによる国庫補助決定に伴う減額を行っております。

次に、一番下の（事項）畜産物価格安定対策事業費の1,019万3,000円の減額についてですが、主なものは、肉豚価格安定基金強化対策事業における肉豚の契約頭数の減少によるものでございまして、執行残等に伴う減額でございます。

次に、280ページをお開きいただきたいと思います。一番上の（事項）飼料対策費の1,240万5,000円の減額についてでございますが、主な減額理由は、2の飼料価格高騰緊急対策事業におきまして、飼料作物収穫調製機械等の整備を計画しておりましたが、事業主体の計画の見直しや、入札残による国庫補助額決定等に伴う減額を行っております。

次に、（事項）公共畜産基盤再編総合整備事業費の3,339万5,000円の減額についてであります。主な減額理由は、牛舎整備等の計画を見直したことによるものでございまして、国庫補助額決定に伴う減額を行っております。

次に、281ページをごらんいただきたいと思います。最上段の（事項）家畜保健衛生費の7,321万1,000円の減額についてですが、主な減額理由といたしましては、2のみやぎの畜産を守る家畜保健衛生所機能強化事業におきまして、今年度検査棟の建設を行いました。建築工事費の入札残や設置備品の見直し、こういったものを行いまして、執行残等に伴う減額を行っております。

次に、（事項）畜産試験場管理費の1,267万円の減額についてですが、場内管理の作業を行う非常勤職員報酬の残や、光熱水費等の節約による執行残等に伴う減額でございます。

畜産課については以上であります。よろしくお願いたします。

○原川農村計画課長 農村計画課でございます。

す。

引き続き、283ページをお開きください。農村計画課の2月補正額は、9,995万7,000円の減額補正をお願いしております。この結果、2月補正後の予算額、51億8,209万6,000円となっております。

それでは、補正内容について御説明いたします。

資料の286ページをお開きください。まず、上段の（事項）国土調査費でございますが、125万円の増額をお願いしております。これは地籍調査でございます、市町村の追加要望を国へ依頼していたものが今回承認されたことにより、国庫補助が増額決定されたことに伴う補正でございます。

次に、一番下段の（事項）土地改良事業負担金でございますが、5,968万7,000円の減額をお願いしております。これは国営事業の用地買収等のおくれなどによる繰り越しに伴う国営事業費の減額確定により、県の負担額を減額するものでございます。

農村計画課については以上でございます。

○矢方農村整備課長 農村整備課でございます。

引き続き、289ページをお開きください。農村整備課の2月補正は31億9,713万3,000円の減額補正をお願いしております。この結果、2月補正後の予算額は129億9,469万2,000円となります。

それでは、主な補正内容について御説明をいたします。

292ページをお開きください。中ほどの（事項）農地集団化事業促進費でございます。3,901万5,000円の減額補正をお願いしております。主な内容は、2の県営土地改良事業に

係る換地清算金の確定によるものであります。

次に、一番下の（事項）公共土地改良事業費でございますが、5億2,958万9,000円の減額補正をお願いしております。主な内容は、次のページの2の県営畑地帯総合整備事業において、茶園の防霜用水確保のための水量や路線の検討に時間を要したことにより、当該路線の工事を次年度としたことや、次の3の県営経営体育成基盤整備事業において、流末排水路の検討に日数を要し、その分の工事発注ができなかったことなどによるものであります。

次に、293ページをごらんください。一番上の（事項）公共農道整備事業費でございます。7,560万円の減額補正をお願いしております。主な内容は、1の県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業において、未改良区間の用地交渉が年度内に成立せず、当該区間を次年度施行としたことなどによるものであります。

次の（事項）公共農地防災事業費でございますが、4,863万6,000円の減額補正をお願いいたします。主な内容は、4の県営ため池等整備事業において、用水路トンネルのモルタル充てん工事で、プラントを設置する用地が工事現場近くに確保できたため、工事コストの縮減ができたことなどによるものであります。

次に、294ページをお開きください。最後の（事項）耕地災害復旧費でございます。24億5,264万2,000円の減額補正をお願いいたします。これは、今年度の災害発生が見込み額を下回ったことによるものでございます。

続きまして、お手元の薄い冊子の20年度2月補正歳出予算説明資料（議案第63号）をお願いいたします。57ページをお開きいただきたいと存じます。農村整備課の追加補正は272万9,000円の増額補正をお願いいたします。この

結果、追加補正後の予算額は129億9,742万1,000円となります。

1枚めくっていただきまして59ページをごらんください。(事項)公共土地改良事業費の増額であります。細事項、㊟地域農業水利施設ストックマネジメント事業が、国の第2次補正予算の成立に伴い、新たに創設されたことによるものでございます。詳細につきましては、環境農林水産常任委員会資料で御説明をいたします。

委員会資料の5ページをお願いいたします。

事業の目的でございますが、右のページの上段の図をごらんいただきたいと存じます。

本事業は、市町村等の団体が造成した施設等を対象として、既存施設の有効利用を図りつつ、機能を効率的に保全していくために、管理者による適切な日常管理、技術的な観点からの機能診断、施設の劣化予測や工法等の比較検討による対策、計画の策定、計画に基づく対策を実施するものであります。

対象施設の考え方でございますが、下段の図にありますように、農業水利施設のうち、ダム、頭首工等の基幹的なものは、既存の基幹水利施設ストックマネジメント事業の対象でございまして、それ以外の施設が今回の対象となります。

左に戻っていただきまして、2の事業の概要でございます。予算額は272万9,000円をお願いしております。事業期間は20年度からで、事業主体は市町村、土地改良区であります。

事業の内容でございますが、本年度は、日向市の富島地区におきまして、予防的な対策が有効であると見込まれる施設についての機能診断を実施し、機能保全計画を策定するものでございます。

農村整備課については以上でございます。よろしく願いいたします。

○桑原水産政策課長 水産政策課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の295ページをお開きください。水産政策課の2月補正額は、一般会計で2億2,417万8,000円の減額、沿岸漁業改善資金特別会計で1,416万6,000円の増額、合計で2億1,001万2,000円の減額補正をお願いしております。なお、2月補正後の予算額は、一般会計、特別会計合計で17億7,224万1,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

297ページをお開きください。初めに、下段の(事項)水産金融対策費2,987万2,000円の減額についてでございます。これは、漁業近代化資金を初めとする各種貸付金におきまして、一部繰り上げ償還があったことなどにより、利子補給額が減少したことによるものでございます。

次に、299ページをお開きください。上段の漁業取締監督費1億2,117万8,000円の減額についてでございます。説明欄2の宮崎県内水面振興センター経営基盤強化対策資金1億2,000万円の減額でございますが、これは、財団法人宮崎県内水面振興センターの経営安定強化を図るために、短期運転資金の貸し付けを行っておりますが、現在のところ、見込みどおりの財務状況でありますことから、貸付金の執行残分を減額するものでございます。

次の(事項)水産試験場管理費766万3,000円の減額についてでございます。これは、水産試験場本場・小林分場の施設管理費や、漁業調査取締船の運航管理費などの執行残でござい

す。

次の（事項）水産業試験費771万7,000円の減額についてでございます。これは、日向灘沿岸域などの漁海況調査業務委託の入札残や、受託事業費の確定などに伴う補正でございます。

次のページをお開きください。特別会計の（事項）沿岸漁業改善資金対策費1,416万6,000円の増額補正についてでございます。沿岸漁業改善資金特別会計につきましては、議案第51号として提出させていただいておりますが、このページで説明させていただきます。補正の内容でございますが、平成19年度の繰越金が確定し、歳入が増加したことによりこれを補正するものでございます。

水産政策課は以上でございます。

○那須漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の303ページをお開きください。漁港漁場整備課の2月補正額は、3億4,252万7,000円の減額補正をお願いしております。この結果、2月補正後の予算額は39億5,699万9,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

306ページをお開きください。（事項）種子島周辺漁業対策事業費の6,397万5,000円の減額についてであります。これは、種子島のロケット実験に伴い、操業制限を受ける漁業への影響緩和のための漁業用施設整備に要する経費の一部を、独立行政法人宇宙航空研究開発機構が補助するもので、事業主体であります漁協の事業費が入札等の結果により確定したことによるものであります。

次に、（事項）漁業振興特別対策事業費の1,266万5,000円の減額についてであります。

これは、細島港整備事業に伴う関係漁協の漁業振興対策を実施しておりますが、同じく、事業主体であります漁協の事業費が確定したことによるものであります。

次に、307ページをごらんください。（事項）水産基盤（漁港）整備事業費の2,651万2,000円の減額についてであります。これは漁港整備のための国の補助公共事業であります。工事費の入札残等により国庫補助が決定したことによるものであります。

次に、（事項）漁港災害復旧事業費の1億6,702万8,000円の減額、並びに次の（事項）水産施設災害復旧事業費の5,959万4,000円の減額についてであります。この2つの事項につきましては、今年度、台風等による漁港や水産施設の被災が少なかったことによるものであります。

続きまして、お手元の追加補正分の歳出予算説明資料の61ページをごらんください。漁港漁場整備課の2月追加補正額は1,500万円の増額補正をお願いしております。この結果、2月追加補正後の予算額は39億7,199万9,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。

63ページをお開きください。（事項）漁業経営構造改善事業の1,500万円の増額についてであります。これは国の第2次補正予算の成立に伴うもので、日南市漁協が行います船を引き揚げるための上架施設の整備をする経費の一部を補助するものでございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○上杉地域農業推進課長 続きまして、委員会報告事項について御説明いたします。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の7ページをごらんください。農政水産部における緊

急雇用対策への取り組み状況についてであります。

まず、地域農業推進課より、①の農業における取り組み状況について御説明いたします。

1、実施体制であります。地域農業推進課を推進本部といたしまして、関係機関が連携して情報等の共有一元化を図るとともに、臨時的就農相談会等を通じて就農希望者の積極的な掘り起こしを実施しております。

次に、2、重点的な取り組みであります。① 事業のPRにつきましては、1月23日から3月31日までを就農相談機関として定め、県内外の就農相談会、ハローワークに事業PR資料の配付、1月23日に臨時雇用募集案内を県庁ホームページに掲載するなど、事業PRを実施しております。

② 就農相談会の開催につきましては、県内外において就農相談会等を開催しておりますが、これまでに県の臨時雇用の97件を初め、全体で314件の相談等があったところでございます。

次に、8ページをごらんください。③ みやざき農業チャレンジ支援事業による県臨時雇用の実施状況であります。面接により就農意欲等を審査し、48名を採用しております。配属先は、農業大学校に19名、総合農業試験場に8名の順となっております。また、県教育機関と連携を図って、農業高校においても10名を雇用しております。配属先での主な作業内容につきましては、配属先の特色を生かした作業内容としているところであります。

次に、④ みやざき農業支援人材獲得事業の実施状況であります。農業法人へのアンケート調査や事業説明会、農業法人とのマッチング面接会を実施しております。事業説明会に

は65の農業法人が出席し、2月27日に開催したマッチング面接会では、14法人から合計74名の求人があり、求職者として40名が来場しております。この面接会において農業法人の数社が内定者を出すなど、一定の成果があったところでございます。

続きまして、最後に、3番の今後の取り組みについてであります。みやざき農業チャレンジ支援事業につきましては、臨時雇用者に対する就農ガイダンスを通じて、農業法人への就業等のフォローアップに努めてまいりたいと考えております。また、みやざき農業支援人材獲得事業につきましては、農業法人とのマッチング面接会を通じて、農業法人が求める優秀な人材の確保を支援してまいりたいと考えております。今後とも、これらの事業につきましては、国の事業等を活用しながら確実な就農に向けたフォローアップを実施し、本県農業を支える新規就農者の育成確保に努めてまいりたいと考えております。

地域農業推進課からは以上でございます。

○桑原水産政策課長 水産政策課でございます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の9ページをお開きください。水産雇用促進緊急対策事業の実施状況についてであります。

本事業は、景気低迷に伴う離職者等を中心に、漁業への就業を希望する方に対し、本県漁業の知識及び技術の習得を図るため、漁業現場等での集中的な研修の受講を支援し、意欲ある人材の本県水産業への就業を推進するものであります。予算額は372万円でございます。県漁連に業務委託し、現在実施中であります。

まず、1の事業のPRにつきましては、補正予算の御承認をいただいた後、直ちに県及び県

漁連等が連携して求人情報を一層掘り起こすとともに、ハローワーク等への事業PR用チラシの配布を初め、県庁ホームページ等への掲載などにより、事業内容の周知に努めました。

2の事業に関する相談等の実施状況でございますが、3月2日までの問い合わせ人数は15名で、うち県内が8名、県外5名、不明が2名となっております。研修を希望する方に対しましては、研修内容等を説明し、面接会を3月2日まで計4回開催しております。

3の研修の実施状況でございますが、現在5名が研修に参加しております。研修生は、元契約社員、アルバイトや無職等でありまして、3名が県内在住者、2名が県外在住者でございます。研修先はいずれも定置網漁業の経営体であり、延岡市に2名、日向市に2名、南郷町1名となっております。各漁業現場におきましては、水揚げ等の船上での作業、出荷や網等の漁具の補修作業等の実務の研修を実施しております。

4の今後の取り組みですが、研修修了後は、県漁連の運営する県漁業就業者確保育成センターと連携し、研修受講者が本県漁業に就業できるよう、フォローアップに努めてまいりたいと考えております。

水産政策課は以上でございます。

○山本家畜防疫対策監 愛知県におきますウズラの高病原性鳥インフルエンザの発生につきましては、委員の皆様方には既に第一報を御説明いたしております。その後、御案内のように2例目の発生がございまして、また、本県といたしましても、発生防止のための農場調査等を実施しておりますので、概要を御説明申し上げます。

資料をごらんいただきたいと存じます。

まず、発生状況ですが、発生場所は、愛知県の豊橋市、採卵用のウズラ農場2戸でございます。飼養羽数につきましてはそれぞれごらんとおりでございます。

発生の経緯でございますが、1例目が2月25日、これは健康状態に特に問題のない定期のモニタリング検査で1戸に抗体陽性が見つかりまして、翌日、インフルエンザウイルスが分離をされております。27日に分離ウイルスがH7亜型（弱毒タイプ）と確定をいたしております。この日に正式発表がなされております。このウイルスにつきましては、3月1日にH7N6亜型と確定をされてございまして、これは我が国で初めての検出でございます。これに伴いまして、半径5キロ以内の24戸に移動制限がかけられております。2月28日から当該農場の殺処分が開始されておりますけれども、3月2日になりまして、移動制限区域内で清浄性確認検査をする中で、新たにウズラの農場1戸で、これも特に死亡等のない健康な状態でありましたけれども、遺伝子検査陽性が確認をされてございまして、翌3日にインフルエンザウイルスが分離をされております。昨日になりますが、3月4日、2例目の分離ウイルスはH7亜型と確定をされてございまして、本日、弱毒タイプということが確定をいたしております。新たに半径5キロ以内の9戸の農場が移動制限にかかってございまして、本日以降、2例目の殺処分等の防疫措置が開始されているというふうに聞いております。

裏面をごらんいただきたいと存じます。参考資料でつけておりますが、上のほうが愛知県の発生場所でございます。渥美半島のつけ根にございまして、ウズラの卵につきましては、愛知県が全国の7割のシェアを誇ってございまして、

大半がこの地域で飼われているということで、日本一の産地ということがございます。下のほうが移動制限区域の概要図でございまして、2例目に伴いまして移動制限区域が拡充をされております。発生が2戸、周辺農場が32戸となっております。

表に返っていただきまして、本県の防疫対応でございます。啓發文書等の発出を2月27日、正式発表がございました日に関係機関にファクシミリで送付をいたしまして周知を図っております。

それから、農場等の調査につきましては、まず、ウズラの関係でございますが、県内で1カ所だけ採卵用のウズラを飼っております農場がございます。家畜保健衛生所が立ち入りをいたしまして、健康状態に異状がないこと、それから、愛知県の発生地域と疫学的には関連がないことを確認いたしてございまして、加えて、検査材料を採取いたしまして抗体検査とウイルス分離をやっております、陰性を確認いたしております。蛇足でありますけれども、先日御案内いたしました宮崎家畜保健衛生所の検査棟でウイルス分離を実施させていただいております。

そのほか、県内で15戸、105羽が愛玩用として飼養されてございまして、同様に家畜保健衛生所がすべて立ち入りをいたしまして、健康状態に異状がないことを確認いたしてございまして、現在、ウイルス分離の検査を実施いたしております。

それから、養鶏関係でございますが、100羽以上飼養の農場が約1,000戸ございますが、ここにつきましても、家畜保健衛生所を中心に聞き取り調査を実施いたしてございまして、現在までのところ異状が認められておりません。

最後になりますけれども、今後の対応です

が、引き続き情報収集を行いますとともに、ウイルス侵入防止対策の徹底等の啓発を実施してまいりたいと思っております。それから、農林水産省と愛知県から、本県を含めまして、過去の発生県を中心に5県に対しまして職員の派遣要請が来てございまして、本日から8日まで2名の家畜防疫員、これは家畜保健衛生所の獣医師職員でございますが、現地に派遣をいたしてございまして、清浄性確認の検査のための農場立ち入り、採材を実施することとしております。一昨年の発生県といたしまして、当地が早く正常化が図れるように側面的に協力をしてまいりたいと考えております。

それから、最後になりますが、本日、農林水産省のほうから、消石灰で全国の養鶏場を緊急消毒するというような通知も来ております。本県といたしましても、対応することで発生の防止に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○宮原委員長 以上で説明が終わりました。質疑につきましては、あした10時に再開をさせていただきますので、本日はここでとめておきたいと思っております。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午後3時18分休憩

午後3時22分再開

○宮原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

あすの委員会は、10時、質疑から行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。本来であれば採決後に御意見をいただくところですが、今回は日程的に余裕がございませんので、本日までの質疑において委員長報告に盛り込む要望がございましたら、お出しいただきたいと思えます。

〔「一任」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 一任をいただきましたので、あすの質疑を踏まえて要望等については再度採決の時点でお聞きいたしたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、何もないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。委員の皆さん、おつかれさまでした。

午後 3 時 23 分散会

平成21年3月6日（金曜日）

午前10時0分再開

出席委員（9人）

委員	長	宮原	義久
副委員	長	黒木	正一
委員		外山	三博
委員		坂口	博美
委員		蓬原	正三
委員		野辺	修光
委員		満行	潤一
委員		松田	勝則
委員		長友	安弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

農村計画課長	原川	忠典
国営事業対策監	桐山	和人
農村整備課長	矢方	道雄
工事検査監	西	重好
水産政策課長	桑原	智
漁業調整監	山田	卓郎
漁港漁場整備課長	那須	司
漁港整備対策監	今西	宏美
総合農業試験場長	村田	壽夫
県立農業大学校長	米良	弥
畜産試験場長	荒武	正則
水産試験場長	関屋	朝裕

事務局職員出席者

議事課主査	大野	誠一
政策調査課主査	坂下	誠一郎

農政水産部

農政水産部長	後藤	仁俊
農政水産部次長 （総括）	西田	二郎
農政水産部次長 （農政担当）	伊藤	孝利
農政水産部次長 （水産担当）	太田	英夫
部参事兼 農政企画課長	岡崎	博
農水産物 ブランド対策監	郡司	行敏
地域農業推進課長	上杉	和貴
担い手対策監	山内	年
営農支援課長	吉田	周司
農業改良対策監	佐藤	吉史
消費安全企画監	八反田	憲生
農産園芸課長	串間	秀敏
畜産課長	押川	延夫
家畜防疫対策監	山本	慎一郎

○宮原委員長 委員会を再開します。

まず、議案第42号、第50号、第51号、第54号、第63号についての質疑はありませんか。

○長友委員 地域農業推進課、261ページ、構造政策推進対策費の1億円ぐらいの減額ということですが、その中で、3番目のみやざきフロンティア農地再生事業は8,000万ぐらい減額となっておりますけれども、説明によると耕作放棄地に関する部分だったと思うんですが、もう一回内容をお聞かせ願いますか。

○上杉地域農業推進課長 みやざきフロンティア農地再生事業の減額についての理由でございます。これは当初、国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金といったものを活用して、耕作放棄地の再生整備を行うことを考えておりました。このプロジェクト支援交付金は、国が2分の1、地元が2分の1という内容でございますけれども、実は、昨年11月の第1次補正

事業の中で、国が10分の10負担するという新しい補正事業が耕作放棄地対策で出ましたので、そちらのほうに乗りかえたと。全額国が負担をして地元は負担しなくてもいいといった有利な事業に乗りかえたことによる減額でございます。

○長友委員 ということは、全体的な耕作放棄地解消の計画というのがあると思うんですね、大体何年度かけてこういうふうにやっていこうと。進捗状況というのはどれぐらいだったんですか。

○上杉地域農業推進課長 当初このフロンティア事業で平成20年度に解消を予定していた面積につきましては、100ヘクタールを予定しておりました。今回、国の10分の10の事業に乗りかえたことによって、今現在解消が図られている平成20年度の実績の面積は約90ヘクタールですので、当初予定していた100ヘクタールの目標はおおむね達成している状況と考えております。

○長友委員 来年度以降、さらにこの事業は続くんですか。

○上杉地域農業推進課長 残念なことに国10分の10というのは、さすがに1次補正事業という形ではこの3月までなんですけれども、実は、新たに平成21年度の国の新規事業で耕作放棄地対策事業というのがございますので、そういったものを引き続き活用して、21年度以降もフロンティア事業を実施していきたいというふうに考えております。

○長友委員 それで耕作放棄地というのが県内は解消できそうな感じなんですか。

○上杉地域農業推進課長 当初フロンティア事業をつくったときに、目標は1,000ヘクタールほど、これは宮崎県の主に農業上、重要な地域

である農振農用地区域内の面積が1,033ヘクタールで、市町村が農業経営基盤強化促進法に基づいて作成しています市町村基本構想というのがございますけれども、その中で位置づけられた面積がこの1,000ヘクタールほどでございます。これを事業実施期間4年間で解消していくというのが当初の目標面積ですけれども、これを今後実施していくことになると思います。ただ、事業そのもので解消する面積と、事業を入れるまでもなく、そんなに荒れていない、ただ、使う人がいないといったものについては、このフロンティア事業で、コーディネーターというのを21市町村に今25人置いているんですけれども、そういった人たちのコーディネート機能を活用して、利用する人を見つけて荒れる前に使っていくといった活動も含めて、この約1,000ヘクタールほどを解消、または未然に防止するといったことを考えております。

○長友委員 また農地として使えるようになってくるわけですから、これが担い手あるいは農業に参入してくる方々に使われるということが大事でしょうから、そちらの方策もお願いしたいと思います。

○上杉地域農業推進課長 御指摘のとおりかと思えます。御案内のとおり、新しい農地制度が今、国会のほうに提出されておりますので、そういった新たな利用のほうを重視した、所有から利用へと変わっていく大きな制度の流れの中でしっかりと使っていきたいというふうに考えております。

○野辺委員 きょうの説明の特に畜産課長の説明の中で、事業主体といえますか、事業計画者の辞退によって減額というのが非常に多かったような気がするんですが、これは畜産業が非常に厳しいからということだと思えますが、その

背景をもうちょっと教えていただくと。

○押川畜産課長 当初我々が予算を組むときに、前年度に事業要望をとってまいります。そのときに、国庫補助事業をとってくる場合には、事業主体がある程度多目の金額を申し込まれている状況がございます。精査していく段階で、国の要件を満たさなくなったというところもございますから、そういったところは事業規模を縮小して県単事業の中で確実に実施させていただくという形でやっております。ですから、事業要望はある程度満たしている状況があるというふうに私たちは考えております。以上でございます。

○野辺委員 計画しておった主なものはできたけど、マッチしないものが減額したということになるわけですか。

○押川畜産課長 事業を精査していく段階で、これは事業にのせられないというものもありますので、そういったものを精査していく段階で若干事業費が落ちていくというような話がございます。それから、肉用牛の振興施設の中で1件ほど、椎葉の方なんですけれども、300頭規模から200頭規模に頭数を落とされて牛舎をつくられているところがございます。それは指定助成事業のほうに乗りかえさせていただいてつくっていった。それから、堆肥舎を整備するに当たりましては、今度は別の事業で堆肥舎を整備していくと。200頭でございますから、年次計画で頭数を入れてまいりますから、一遍につくれないというところもございましたので、そういう形できちんと事業を振り分けたりしながらやっていくという話の中で、当初予定されていたものは十分充当している、満たしているというふうに考えております。

○野辺委員 もう一度確認させてほしいんです

が、畜産が厳しいがために事業主体が辞退したというのはないということですね。そう理解していいんですね。

○押川畜産課長 そういったところもございまして事業規模縮小された事業主体もございません。

○長友委員 ハウス園芸施設等も差し控えられたという話もありました。減額された分ですけど、完全に減額ということになりますと、別に繰り越しということでもないんですね。そこはどうでしょうか。

○串間農産園芸課長 御承知のとおり、ハウス園芸は、年度当初から燃油・飼料高騰、ハウス資材高騰と、計画協議を進める段階で急騰したという背景がございまして、事業実施主体が2分の1補助でありながら自己負担金があるということで、低コスト耐候性ハウスですけれども、施設を高度化しようという意欲、あるいは規模拡大だったんですが、ことしは現状の経営を守ると、省エネ、低コストにシフトすることで、投資マインドがそちらのほうに傾いたということで事業中止に至った次第でございます。これにつきましては、ことしの所得の確保といったことで、投資マインドが向上した上での再投資と、捲土重来ということではないかと考えておるところでございます。繰り越しではございません。

○長友委員 少し燃油価格が落ちついてきているということですけど、新年度予算——新年度予算はまた別に精査するからいいですね。わかりました。そういう希望があればひとまず予算づけはしていかなくてもならないだろうと思いますので、推移を見ながらよろしくお願ひしたいと思います。

○坂口委員 水産政策課、297ページ、これは

説明いただいたんですけど、一番下の水産金融対策費で、これは繰り上げ償還分がどの部分とどの部分だったですか。

○桑原水産政策課長 繰り上げ償還分でございますけれども、漁業近代化資金利子補給金等でございます。

○坂口委員 この部分が繰り上げ償還に伴う減額ですね。3番目の中小漁業関連資金の1,000万ぐらいの執行残の原因は。

○桑原水産政策課長 こちらのほうにつきましては、中小漁業の予算の融資枠が5億円ございますけれども、その執行が約4億円程度だったことから残が出たものでございます。

○坂口委員 繰り上げ償還の理由はどういうことなんですか。繰り上げ償還とこの5億が4億の理由というのは。

○桑原水産政策課長 済みません、説明が不十分でございました。中小漁業の関連資金のほうは保証をつけるほうでございまして、繰り上げ償還ということではなくて、保証枠の使い残しということでございます。

○坂口委員 1番の近代化資金の繰り上げ償還の原因が何かというのと、3番目の5億見込んでいたけど4億しか需要がなかったというその原因です。

○桑原水産政策課長 繰り上げ償還につきましては、実際に借りられていた方のほうから早目に償還されたということございまして、理由まで今詳細に把握しておりません。中小漁業金融制度関連資金のほうでございまして、これにつきましては、関係漁業者団体から保証制度を使わせてほしいという要望自体が、枠に現在のところ至っていなかったということでございます。

○坂口委員 僕らの感覚では、繰り上げ償還が

できるというのは経営的に良好なのかなというのと、一般的には今大変厳しいんじゃないかという気がするんです。それを誘導するようなものが何かあったのかということ、経営が改善されてきているかというのを知りたくて尋ねているわけです。

○桑原水産政策課長 確かに漁業経営は大変厳しいわけございまして、今、委員おっしゃられたように、一般的には繰り上げ償還というのは厳しい状況であろうというふうに思っております。そはさりながらでございますけれども、繰り上げ償還自体が1億1,700万円余りあったようございまして、経営体の中には繰り上げ償還をしてでもという経営体が出たという実態があるということだと思います。

○坂口委員 元気のいい経営体はやっぱり元気がいいと、素直に受け取るということなんですね。

○桑原水産政策課長 国のほうにいたときの感覚で言いますと、例えば、カツオ・マグロ、遠洋とか悪いわけでございますけれども、金融機関からすると、上位何割かはしっかりとしたい経営をされているというふうなところもあるわけでございますから、全体としてみれば、委員おっしゃられたような経営状態なわけでございますけれども、中には良好な方もいらっしゃるというのが実態だろうかと思います。

○坂口委員 5番目のまぐろ延縄の特別対策資金というのは、どういうたぐいの事業費で、どれぐらいの枠を持っていて1万5,000円の残か、事業の概要も含めて説明していただくと。

○桑原水産政策課長 現在この利子補給はしていないわけでございますけれども、過去マグロの経営が大変悪くなった際に、低利で融資をするといった資金でございまして、その関係の後

年度の負担があるというような形になっております。

○坂口委員 既に実行された部分に対しての利子の負担分だけ。それで補正額が小さいということでもいいんですね。

○桑原水産政策課長 そのとおりでございます。

○坂口委員 次は、今の状況等も含めて教えてほしいんですけど、次のページの漁業無線対策費です。今、漁業無線の経営が官民共同経営みたいな運営になっていると思うんですけど、経費の負担が、この予算書では県費で1,900万余りですか。実際どれぐらいの規模で今、漁業無線が、どれぐらいの船相手にどういう業務をやっているのかということと、費用負担がどうなっているんですか、無線局。

○桑原水産政策課長 県と団体合わせて負担しているわけでございますけれども、団体の負担分につきましてはちょっと調べてみます。

○坂口委員 大まかでいいんですけど、どういう部分を公費で負担して、どういう部分を団体負担、組合負担というんでしょうか、参加者負担。業務的にはどれぐらいの体制で、どういう業務を今やっているか。

○桑原水産政策課長 施設の維持管理費につきましては県が負担しております、人件費につきましては団体負担が主でございますけれども、一部県が負担しているという状況であります。

○坂口委員 概要も含めて、どれぐらいの加入船というんでしょうか、どれぐらいの今、船舶が加わっていて、費用負担は、公費負担の部分が人件費の一部となると、免許的にいなければならぬ資格者というのがいると思うんです。それと体制を維持するための通信士とか事務職

がいると思うんですが、公費はこれを見るんだ、団体はこれを見るんだという大まかなものがわかれば。わからなければいいです。

○桑原水産政策課長 調べられると思いますので、今調べさせていただきます、後でよろしいですか。

○宮原委員長 その部分だけ調べていただいて、次に移ってもらっていいでしょうか。

○坂口委員 ここで知りたかったのは、せんだって僕らは三重県の浜島に行ったんです。無線局の規模はびっくりするぐらい小さくなっていたんです。理由を尋ねたら、経営が苦しいということ。そうなったときに、今、宮崎の漁業というのは、中型船を見れば、新たな漁場を開発・開拓型で出向いていっていますね。それと安全面とか、情報提供面で、水産試験場あたりと衛星通信を使った情報提供での効率的な漁業というのをやっている中で、無線局の維持とか、適正な規模を完全に確保していくということは欠かせない部分じゃないかと思うんです。そういうときに、横並びじゃないとだめなんですけれども、一律この部分しか公費では見られないとなっていれば別ですけども、先ほど元気のいい経営体もあるという話であったんですけども、1次産業の中でも漁業は特に厳しいほうかと思うんです。そういうときに、安全の確保と、将来の経営を見据えた支援ができるものなら、割とここらはすき間で、どういったことでどういう役割を公的に担って、どう維持してきているんだというのが余りびんと来ないんじゃないかと心配していたものですから、改めてここは研究してもらいたいなということもあって、今、概要を教えていただこうかなということと尋ねたんです。今の部分は、説明してもらわなくても、わかっている部分でいいです。今

の答弁だけで。

○桑原水産政策課長 安全に関しては、確かに委員おっしゃるとおりでございます。ただ、県の負担に関しまして、今、負担しているという理由の一つといたしましては、県の指導に関する部分がございますので、県の指導に関する部分があるという考え方から助成をしているというふうな発想で、そのような負担をしているという現状でございます。

○坂口委員 要望ですけど、本県の漁業の全体的な今後の推進方策の中で、そういった情報交換の部分に公がどう役割を果たしていくかも含めて、こういった予算のあり方を今後研究してもらえると。他県の事例でちょっと心配な点を見てきたものですから。

○宮原委員長 要望ですので、よろしく願いをします。ほかにございませんか。

○外山委員 同じく水産政策課、299ページ、内水面振興センターの件で、きのうの説明では、センターの経営状況がよくなったので、強化資金を出さなくて済んだというような説明だったと思うんですが、その状況ですね。それと、ことしのシラス漁の実態を含めて教えてください。

○山田漁業調整監 本年度の内水面振興センターの採捕状況ですけれども、本年度は例年に比べまして好漁な状況で、センターでは392キロの採捕が行われております。採捕収入につきましては、年度当初の11月から12月にかけて60万と高値でしたけれども、その後安値になりまして、平均で31万9,000円のシラス単価で推移いたしまして、全体の収入が1億2,500万ということで、当初計画いたしておりました8,000万を超えているということで、計画どおりの遂行ができたという状況でございます。

○外山委員 シラスをとられる民間の採捕業者、この方々のことしの収量というか、水揚げというか、経営状況もいいということですか。

○山田漁業調整監 河川の採捕の方たちにつきましても、本年度トータルで1,037キロの採捕がございました。価格については、内水面振興センターと連動するということになっておりますので、平均31万円での収入ということになっております。

○外山委員 今の説明を聞くと、大方県内のシラスで池入れが順調にいったかなというふうに考えるんですが、ことしに限って言えば、外国、特に台湾あたりからの稚魚は入ってきていないんですね。

○山田漁業調整監 本県の養鰻業につきましては早期生産を行っております。そのために、池入れにつきましては12月までにする必要がございますけれども、国内での採捕が12月までに十分確保できないということで、外国からの輸入もされております。本年度の外国からの輸入につきましては、県外を含めまして2,779キロが県外、そのうち国外からにつきましては、中国から入っております。数量は、ちょっとお待ちください。

○那須漁港漁場整備課長 今、手元の資料を見る限りでは、県外から2,779キロでございますが、中国からは1,345キロ入っております。割合としますと県外産のうちの48%になります。

○外山委員 そうしますと、最終的には、12月までは外国産を入れるが、あとは県内産ということで、トータルでは外国産と国産の稚魚の割合はどんなふうになっているんですか。

○那須漁港漁場整備課長 ことしの場合は、外国産と他県産と県内産と3分の1ずつぐらいになっております。

○外山委員 外国産の場合の価格ですね、これは高いんですか。まあ安いんだろうけど。

○那須漁港漁場整備課長 先ほど調整監も申しましたけれども、県内のものが60万ほどで当初価格が決まっておりましたけれども、外国産の場合は80万以上の値で池入れされております。

○外山委員 ということは、外国産のほうが高いんだな。年を越えてここでシラスがとれ始めたときには、外国産を入れないように指導してあるんですか。

○那須漁港漁場整備課長 これはそれぞれの養鰻業者さんの経営の問題等ございます。県内産で十分充足できるかどうかというのは、先のこととわかりませんから、経営のほうで判断されて入れられていると思っております。

○外山委員 外国産を稚魚で入れて生育させて出荷をしたときに、表示としてはどういう表示になるんですか。国内産ウナギになるのか、外国産になるのか。生育日数が何日以上だったら国産になるとかいろんなあれがあると思うんです。

○吉田営農支援課長 国内での飼育ですから、国内産だと承知しています。

○外山委員 稚魚も大きさによりますね。どのくらいで入ってくるのかわからないんですが、稚魚で入ってきて、何カ月以上国内で生育したら国内産というふうになるんですか。

○吉田営農支援課長 J A S 法上でいいますと、飼育日数の長いところということになっていますので、今おっしゃるように、どれぐらいの大きさで入ってきて国内でどれだけ飼育したかというところが分かれ目だろうと思っております。

○外山委員 外国産、特に中国産の場合なんか、抗生物質等々を投与したものの危険性があ

るということで問題になってきておるわけです。稚魚の段階で当然そういうのを投与しておるはずだけど、飼育日数が長くなればそういう心配はなくなるというふうに考えていいんですか。

○那須漁港漁場整備課長 今、委員おっしゃいましたけれども、外国から入ってくるのは基本的にはシラスウナギでございまして、大きさとして50ミリ、1尾が0.2グラム以下ぐらいの時点で入ってまいります。ですから、短くても半年以上国内で飼育されて、向こうでの飼育期間というのは非常に短い。飼育というか、一時飼っているという状況ですので、国内での飼育期間のほうが極めて長いということになります。

○坂口委員 中国産と国内価格、80万、60万、平均31万9,000円。国内の70万相場がいつぐらまで、その後、いつごろの時点でどれぐらいの相場になっているんですか。

○山田漁業調整監 本年度の入札価格につきましては、11月22日に最初行っておりまして、そのときの価格は、一番高いのは70万で、62万から70万の間で入札されております。12月19日に入札しておりますけれども、そのときが35万円です。12月の大やみでかなりとれておりますので、その後かなり安くなっておりまして、12月末には15~16万円に下がっております。

○坂口委員 かなりとれたのがいつですか。

○山田漁業調整監 12月のやみ夜、12月末になると思いますけれども、そのときが一番とれております。

○坂口委員 そうなると、60~70万が35万に下がった間に中国物が入っているということになりますね。

○山田漁業調整監 中国物が入っていますの

が、12月の中旬に多く入っているようでございます。

○坂口委員 中国物はどこから入っているんですか、産地は、採捕地は。

○山田漁業調整監 採捕地までは確認しておりません。

○坂口委員 中国でその時期までに遡上が始まる水域はあるんですか。全く根拠なくて想像なんですけど、黒潮に乗っかってくるやつですね。台湾、日本、中国と思うんです。中国物がそれだけ入ったというのは、僕は根拠なく言っているから間違いかもわからんけど、これは後でもまたそこらを。

それはそれで置いて、台湾のシラスは今持ち込めるんですか。

○山田漁業調整監 現在は、台湾からの輸入はできない状況になっております。

○坂口委員 それはそれで置いておきます。あと、1.34トン、3分の1ぐらいずつということは、4トン余り池入れがあったということになりますね。

○山田漁業調整監 本年度の池入れ量は4,209キロでございます。

○坂口委員 宮崎での生産というのは、通年で3,000トンぐらいが常識的な今までの流通に乗られる成鰻かと思うんですけど、5本物ぐらいまでいけば4,000トンを超す量ですね。そこらの見通しはどうですか。60万、70万のシラスを入れたということはかなりな思い切りですね。その時期に相当入っているということになると、2,000円ぐらいを期待しないとやれないんじゃないかと思うんです。2,000円のとかが400円でしょう。70万のシラスとなると1匹が130円ぐらいついていますね。そうなったときに果たして4,000トンの出荷、全国がそうい

う状況だったら。ここらは先ほどの説明では、市場原理、経済行為だからということだけど、シラスを確保するという部分でかなり積極的な介入をしているわけですね、市場原理の中に。そこらまで見越した採捕というものとか、そこらは少なくとも把握して情報提供するぐらいはやっていく必要があるんじゃないかと思って、ことしの夏を心配しているんですけど、どんな見通しをされていますか。

○那須漁港漁場整備課長 業界誌の情報とか養鰻業者等の聞き取りで感じている範囲では、今、委員おっしゃいましたように、ことしの相場が4本とか5本物で2,600円というのがございましたけれども、2,000円は期待したいと。最低それぐらいは欲しいということは業界誌及び養鰻業者のほうからは聞いております。

○坂口委員 昔、10万か11万トンぐらいあって、それが徐々に落ちてきたのだと思うんです。そして、ここでの偽装表示とか残留農薬問題とかで、消費は決して追い風じゃないと思うんです。8万トン前後ぐらいにいくのかなという心配を持っているんですけど、それを見たときに、業界が心配するのは当然だけれども、さっき言ったように、本県の場合はかなりな介入を入り口でやっているんです。出口じゃなくていわば種まきの時点で。だから、的確な将来見通しぐらいの情報提供とか情報交換の場は持たないと、ことしのシラスウナギの乱高下と、それでも結果的に4トンを超すような、4.2トンと言われたですか、4,200キロ出荷体制を整えたわけですね。そこらの心配をちょっとするんだけど、内水面振興センターの介入のあり方ですよ。1億2,000万上げてよかっただけで終わらない部分が責任的にあるんじゃないかと思うんですけど、これは今後の検討課題でいいで

す。部長もそのところを注意してもらう必要があるんじゃないかという気がするものですから。

○後藤農政水産部長 おっしゃるとおりかと思えます。内水面振興センターの機能の中には、全体の需給率調整ということが大きな根本にあると思っていますので、昨年来いろいろな問題がありまして、そしてまた、ここに来て、ウナギの養鰻業者等についても経営の厳しいところもあるというふうに聞いておりますので、振興センターの役割、そのところをもう少しきちんと検証しながら、できるだけ養鰻業界等に対してもサポートできるような、そういった公益的な機能等を備えることが今後とも必要かというふうに考えております。

○長友委員 中国から入ってくるシラスというのは、種類はヤポニカになるんですか。

○山田漁業調整監 国内に中国から入ってきておりますウナギにつきましても、本県でとれる同じヤポニカになっております。

○長友委員 ここ4～5年の県内の採捕量ですよ、今の話では1,400キロぐらいとれていますがけれども、推移はどうなんでしょうか。

○山田漁業調整監 最近の県内での採捕量ですがけれども、平成16年が全体で632キロで、17年、18年は1トンを超えておりまして、17年が約1.5トン、18年が1.2トンで、昨年が不漁でございまして684キロになっております。

○長友委員 とれる年は非常にいいわけですがけれども、なかなか厳しい年というのがあるので、養鰻業は今、愛知とか、鹿児島とか、宮崎というところが一番その主流になっていると思えますけれども、本県のブランドまではまだなっていないと思うんですけれども、本県の一つの産業としてやれば、その辺の安定というこ

とが非常に大事になってくるだろうと思うんです。先ほどから話がいろいろ出ていますけれども、先行きを見通してどのような支援体制をしいていくか。これはどういうふうに聞いていいかわかりませんが、この産業の今後の安定した発展は望めるんですか。

○那須漁港漁場整備課長 今、委員おっしゃいましたように、シラスウナギがあつての養鰻業でございます。また、シラスの種苗というのは、一部実験的には種苗生産の技術というのが国の水産研究所等でやられておりますけれども、100%天然種苗で、なおかつその豊凶というのは漁が始まってみないとわからない。日本でとれるときも場所が偏在することもございます。ですから、なかなか種苗面で手当てするということが厳しいんですけれども、今、中国産の食品の安全面とかそういった面で、国内産を非常に大事にする風潮がありますので、そういった追い風を受けながら、私たちも養鰻業の振興には一生懸命努力していきたいと思っております。

○長友委員 宮崎の川ではとれないけれども、その場合、国内のほかの河川で余計揚がるのかどうか。トータルとして日本でとれるシラスというのは、まだ安定的に推移しているのか、それとも非常に厳しい状況になっているのか、その辺はどうですか。

○那須漁港漁場整備課長 今、漁業調整監が申しましたように、年によって豊漁、不漁の年がございますけれども、全体的には若干落ち目かなというふうに思っております。ただ、先ほど坂口委員からもございましたように、黒潮に乗ってシラスが上がってくるという関係で、黒潮の離接岸とかそのときの状況等によって、宮崎でとれたり、関東のほうでとれたり、静岡で

とれたり。県内とか県外のいろんな産地がございますので、いろんなどころでとれたのが県内産、県外産という形で入ってきて需要を満たしておるとい状況でございます。

○長友委員 それと、産卵は南方の海域じゃないかと今言われていますけれども、自然界のウナギが川を下って海へ行くということで、今、河川とか用水路が三方張りとか、今は自然に近いような形での整備手法に変わってきているわけですが、それから、生活雑排水対策が進んできているので、河川もかなり戻ってきていると思うんですけれども、親になって産卵できるような状態になるウナギ、これが確保されないと産卵量も減ってくると思うんです。その辺の対策というのは全国的に何かあっているわけですか、河川の浄化とかいろんなことは。あるいは、河川をできるだけ自然に戻さないと、三方張りコンクリートの溝が多いんじゃないか、自然にうなぎがすみつかないわけですね。

○那須漁港漁場整備課長 農政水産部の範疇ではないかもしれませんが、河川につきましては、多自然型川づくりといった形での川についても、今言われましたように、より自然を残した形での川のあり方もかなり前から言われておりますし、河川の水質の浄化については、いろんな方面から浄化槽とかその辺の整備も進んでおりますので、遠回りかもしれませんが、そういう形での浄化というのは今後進んでいくものと思いますし、悪いほうには進まないと思っております。

○長友委員 人工ふ化みたいな技術が確立されない限り、やっぱり自然相手になろうかと思えますので、今とれる策というのは、昔からの自然の河川の状況というか、全くそういうことはできないでしょうけれども、ある程度そういう

ことにも気をつけながら河川の整備と申しますか、これは土木になるでしょうけれども、我が県だけやったら始まらないわけですが、ひとつ意見は申し上げておいてもらいたいというふうに思います。

○原川農村計画課長 農業用水の建設のほうを担当していますが、河川法の改正も環境関係でありましたが、平成13年に土地改良法の改正もありまして、環境との調和に配慮するところが義務づけられたところです。事業計画の策定に当たっては、地域のある程度環境に詳しい方の意見を聞いて事業計画をやるということをやっています。ただ、我々の事業は管理を農家の方がやりますので、多自然型にしたときに管理も難しいので、農家の方の理解をどう得ていくか、その上で環境をどう配慮させていくのか、その辺を現場、現場でいろいろ工夫してやっているという状態でございます。

○坂口委員 時間をとって申しわけないんですけど、ここまで話が出たから。地元の河川ですけど、今、しゅんせつなんかやると、工事が進まないぐらいウナギが入っていて、作業員の人たちがウナギ拾いを始めてということで、確かによくなってきているというのがあるのかなと思うのと、今の長友委員の心配事ですけど、白鳳丸が40何年の間で、初めてマリアナ水域で、産卵じゃなくて、受精というのか、放精というのか、後のウナギを4匹だけつかまえたですね。40何年徹底してやって初めてということで、可能性の話ぐらい、期待も披露してもらえると。その情報があれば。

○那須漁港漁場整備課長 委員のほう詳しいですけど、非常に難しいものと言われますと、種苗生産の中ではマグロとイセエビとウ

ナギと言われておりました。マグロにつきましては、御存じのように、近畿大学を中心にある程度の技術が高まってきて、イセエビにつきましても、実験室レベルは出ておりますが、なかなか。ウナギにつきましては、国の水産研究所のほうが人工採卵を行い、親ウナギになるまでの技術を持っておりますけれども、産業レベルに行くレベルではないと思っております。今回の白鳳丸の発見というのは世界的な発見で、この知見が、温度の問題とか水質の問題を解決していく中で、種苗生産技術に必ずプラスになると、私たちも大いに期待しておるところでございます。

○外山委員 先ほどの発言の点で1点確認したいんですが、台湾からシラスは入らないようになっておるといふ発言だったと思うんですが、この意味ですよ、向こうが出荷規制しているのか、日本が入れないのか。それともとれていないのか。どういう意味なんですか。

○那須漁港漁場整備課長 これはとれていないのではなくて、向こうが輸出規制をしているものでございます。

○宮原委員長 先ほど坂口委員のほうから、黒潮の関係で、中国の採捕の場所と時期的なものを後でお知らせくださいということがありましたので、その分はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○桑原水産政策課長 若干今の議題とずれてしまつて申しわけないんですが、先ほど坂口委員から漁業無線の関係の数値でございましたけれども、平成19年度、漁業無線は約6,000万円の収入で運営されております。本年度の支出、ちょっとタイムラグがありますけれども、約2,000万円県が負担しているという状況でございます。

中国からのシラスの関係でございますけれども、今いろんな委員の方々が、台湾から入っていないのか、中国からどうして入るんだろうかといったような疑問みたいな形でおっしゃられたと思います。一般論といたしまして、通関時の原産地証明で、税関というか財務省等確認するわけでございます、一般論として、相手国の公的機関、例えば中国であれば、中国の政府でありますとか輸出の関係の公的機関が一般的に証明をするか、もしくはその要がなければ自己申告のような形で入ってくるという形であろうかと思ひます。そういう観点からすると、確かに黒潮の流れからすると、通常南からのようなイメージがあるというのは、坂口委員おっしゃるとおりでございますけれども、通関時にそういうふうな形で通過をして中国産として統計上出てしまうわけでございますので、現実的にはそれ以上恐らく調べようがない状況で、通関時の書類にも、どこの河川で捕獲したということ自体記入されていないであろうと思ひますし、仮に記入されていたとしても、税関当局のほうで個々のデータをなかなか出していただけない可能性もあると思ひますので、そういう点では調査の限界があるのではなかろうかというふうに感じております。

○坂口委員 というのが、やっぱり有利な戦略でいくべきだと思ひます。常識的には遡上の時期は宮崎が一番ですね。黒潮の関係で、四国あたりがひっかかるかひっかからないか、あとは房総半島。だから、平均的なら宮崎が一番有利なんです。12月までにシラスを入れる、それだと高く売れるということを前提にすれば。そこから早いものが別ルートで入るとなると、せつかくの宮崎の地の利を生かせない。それが有利に働くか働かないか。あとはそれを警鐘を

鳴らすか鳴らさないかだと思っんです。言われるように通関証明、相手国を尊重しなきゃだめだというのがあります。これを徹底してやろうと云ったって、DNAは一緒ですね、マリアナ発日本着だから。そこらを戦略的に、やっぱり警鐘の鳴らし方はあると思っんです。せっかく宮崎で60万、70万のシラスを早く地元でとれるという有利性を生かして入れたって、そのときに違うルートがぽんち入ってれば、宮崎の利点が生かせないですね。養鰻100億を目指そうとした時期もあったわけでしょう。そこらのところがちょっとあったものですから、それをどうしろこうしろという質疑ではなかったんです。宮崎の経営を考えるためにどうあるべきか、研究すべきところは研究するのか、その程度だったものですから、余り重く受けとめなくて。

○宮原委員長 ほかにございませんか。なければ1点だけいいですか。

271ページ、農産園芸課です。低コスト耐候性ハウスは10アールで幾らぐらいの建設費になりますか。

○串間農産園芸課長 1,000万円程度です。失礼しました。平成20年で1,370万程度に値上がりしております。

○宮原委員長 多分こういうことなんだろうと思っんです。ハウスの値段がどんどん上がっているということで、今つくる時期ではないということで農家が多分見送っただろうと。落ちつくのを待っているんだろうな、それと経営も厳しいんだろうなというのがあったものですから、これだけのことになっているんだろうと思っしたので、金額の差額を聞いてみたところでした。

それでは、次に、その他の報告事項について

質疑を受けたいと思っます。緊急雇用対策の取り組みについて、鳥インフルエンザの発生と防疫についてということですよ。

○坂口委員 説明を受けながらちょっと気になって。鳥フルのH7N6とH7N6が入ったやつがあったような……、どこだったですか、3月1日、H7N6と、これはNが入っていますね。宮崎であったときはHの9種類とNの16種類の組み合わせで194種類あって、その中のH5N1亜型だったですか、それが強力な毒性を持ったものだと。HとNの組み合わせで決まるんだということ、Nの6というのは、これは人伝えに聞きたいいわゆる灰聞ですけど、たんぱく突起の中の3つぐらいが毒性の特性を持つ突起の節ということですか、それが6つぐらいになるとH5N1と同じ強毒性になるという話を人伝えに聞いているんです。これはウイルスの進化と考えるべきなんですか。そういったものに進化していっているということになるんですか、H7N6の亜型というのは。H5とN6の組み合わせは既にあったわけですけど、H5N1の突起の中の節、節と考えていいんでしょうか、その中で強毒性を持つタイプのものと同じものが部分的にあるという話を聞いたんです。

○山本家畜防疫対策監 今、委員おっしゃいましたように、一昨年、宮崎で出ましたときにはH5N1という亜型でございましたけれども、今回はH7N6という亜型ということで、先ほど委員おっしゃいましたようにA型インフルエンザでございませうけれども、これにはHが16種類、Nが9種類ありまして、その組み合わせで基本的には144通りの可能性があるということですよ。Hの5と7、この2つが基本的には高病原性のウイルスであるということ、実は宮崎で出ました高病原性鳥インフルエンザ

も強毒タイプでございます。H5とH7の中でも強毒タイプと弱毒タイプがございまして、委員がおっしゃいましたように今回のタイプは弱毒タイプでございます。ウイルス自体がH5がH7に変わるとかH5とN1がH7のN6に変わるとか、そういったタイプの変換というのはないんですけれども、基本的には、H5N1、H7N6の中で、遺伝子がDNAの変換ということで変化をしていって、弱毒タイプでありますけれども、鳥の間で感染が繰り返される中で強毒タイプに変異していくということがあるということで、H5とH7については、基本的には高病原性でありますけれども、先ほど申しましたように強毒タイプと弱毒タイプがあって、今回は一応弱毒タイプでありますけれども、私どもマスコミ報道で聞いておりますと、強毒タイプに変わる寸前で今回モニタリングで発見されたということでございまして、基本的にはそういうことでもありまして、ウズラを殺処分しているということでございます。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ないようですので、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ないようですので、以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午前10時58分休憩

午前11時1分再開

○宮原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最

終日ということになっておりますので、本日の1時にしたいと思いますか、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、1時にしたいと思います。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、何もありませんので、暫時休憩をいたします。

午前11時1分休憩

午後1時0分再開

○宮原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第42号、第44号から第46号、第50号、第51号、第54号及び第63号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 異議なしと認めます。よって、議案第42号、第44号から第46号、第50号、第51号、第54号及び第63号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長骨子案についてであります。本日の質疑を受けて追加する御要望等はございませんか。

〔「一任」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 一任ということですので、そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。委員の皆様お疲れさまでした。

午後 1 時 2 分閉会